

第4次柏原市地域福祉計画

地域福祉活動計画

～みんなで支え合う 心ふれあう やすらぎのまち～

令和3（2021）年3月

柏 原 市

社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会

ご あ い さ つ

令和の新たな時代は“人生100年時代”と言われ、柏原市においても少子高齢化が進んでいます。社会構造の変化・IT機器等の発達により、人々の生活は便利となる一方、地域・家庭・職場において人間関係が希薄化し社会的孤立が生じるなど、支え合いの基盤が脆弱化する傾向にあります。地域では、高齢の親と無職の子が同居する問題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）など、新たに複雑化・複合化する課題に直面しています。また、令和2年から蔓延している新型コロナウイルス感染症対策としては、感染予防のための「新しい生活様式」が提唱され、地域福祉の分野においてもその対応は喫緊の課題です。

このような状況に対応していくため、国においては従来の高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが地域で活躍し、互いにつながり、支えあう「地域共生社会」の実現が目指されることとなりました。

そこで、柏原市においても共生の社会が実現できるよう、柏原市と柏原市社会福祉協議会が協働で地域福祉に関する方向性を示す「第4次柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画にもとづき、地域で生じるさまざまな課題を解決すべく、重層的かつ包括的な支援体制の構築を進めるとともに、すべての地域住民が参加・活躍できる地域社会づくりを進めてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に御尽力賜りました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました数多くの皆様に心より深く感謝とお礼を申し上げます。

令和3年3月

柏原市長 富宅 正浩

ご あ い さ つ

柏原市社会福祉協議会では、誰もが安心して暮らせる“人にやさしいまちづくり”を地域住民やボランティア、福祉、保健等の関係団体、行政、企業などの協力を求めながら進めてきました。

しかし、近年、少子高齢化に伴う人口減少や地域コミュニティの希薄化などと合わせて新型コロナウイルス感染症の流行により、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力に大きな影響を与え、地域福祉を取り巻く環境は更に厳しさを増してきています。

こうした社会情勢を背景に、地域住民やボランティア、福祉、保健等の関係団体などのニーズ、国の動向等を考慮しながら地域における福祉の今後の取り組みを総合的に推進するものとして、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の理念を継承し、第4次地域福祉計画と一体的に地域福祉活動計画を策定することとなりました。

本計画では「地域共生社会」の実現に向けて、当協議会のネットワークを生かし、地域でのつながり・支え合いの推進、困りごとのある人の支援体制づくりが求められておりますが、これは、全国の社会福祉協議会が目指すべき姿として策定された「全社協福祉ビジョン2011」や「社協・生活支援活動強化方針」にも位置づけられている「住民主体による地域福祉の推進」に直結するものと言えます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご協力賜りました策定委員の皆様をはじめ、ご意見を寄せて下さいました関係機関、地域の皆様に心よりお礼申し上げますとともに、計画に基づく取り組みの推進につきましても、全力で取り組む所存でございますので引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 柏原市社会福祉協議会
会 長 谷口 和宏

目 次

第1章	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって	
1	地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	1
2	地域福祉計画・地域福祉活動計画を取り巻く動きと改定の意義	2
3	地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け	3
4	地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間	4
5	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定体制	4
6	地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理	5
第2章	地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方	
1	柏原市の地域特性	6
2	基本理念	7
3	基本目標	8
4	計画の体系	11
第3章	地域福祉計画・地域福祉活動計画で示す施策の展開	
1	記載内容の見方	13
2	地域福祉推進に向けた取組	
重点項目 1	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉 その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	14
重点項目 2	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	32
重点項目 3	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	38
重点項目 4	地域福祉に関する活動への住民の参加の推進に関する事項	39
重点項目 5	包括的な支援体制整備に関する事項	44
参考資料		
1	地域福祉計画策定委員会設置要綱	45
2	地域福祉計画策定委員会名簿	46
3	地域福祉計画・地域福祉活動計画ワーキンググループ 及びワーキング・サポートグループ名簿	47
4	地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過	49
5	コミュニティソーシャルワーカーによる住民生活実態調査	50

本冊子は、生活困窮者就労準備支援事業の一環として印刷・製本作業を行いました。
乱丁落丁がある場合は交換いたしますので、巻末の発行者までご連絡ください。

第 1 章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

1) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、平成 12（2000）年に改正された社会福祉法第 107 条に基づく行政計画で、各市町村が地域福祉を推進することを目的に策定する計画です。

本市では、既に第 1 次（平成 16（2004）年 4 月～）、第 2 次（平成 21（2009）年 4 月～）、第 3 次（平成 27（2015）年 4 月～）と継続して地域福祉計画の策定・実行がなされてきました。

社会福祉法においても、福祉サービスを必要とする人々が住み慣れた地域で暮らしつづけられるよう、行政と地域住民等が協力してさまざまな福祉問題の解決に取り組むという、地域福祉の推進が目標に掲げられています。したがって、地域福祉計画とは、このような考え方を前提にして、行政の果たすべき責任を明確にするとともに、地域住民等の協力を仰ぎ、両者の協働のもとで、すべての市民が安心して暮らせる地域をつくり上げることを目標とする行政計画です。

さらに平成 30（2018）年の法改正から、地域福祉計画は、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、その他の福祉の各分野の地域福祉の推進に関することについて一体的に定める計画（上位計画）として策定されることになりました。

このように、地域福祉計画は、市民にとって地域での支援体制の将来像を示すものとして大変重要な計画となっています。

2) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営む者が相互協力して福祉課題の解決に取り組み、福祉を自分達の問題としてとらえ、より良い地域社会の構築を目指し、策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画同様、本市社会福祉協議会では、すでに第 1 次（平成 18（2006）年 4 月～）、第 2 次（平成 23（2011）年 4 月～）、第 3 次（平成 27（2015）年 4 月～）と、継続して地域福祉活動計画の策定・実行がなされています。地域福祉活動計画は、地域福祉計画の方向性に呼応しながら、地域福祉活動として具体的に組み込んでいくことを示すものです。

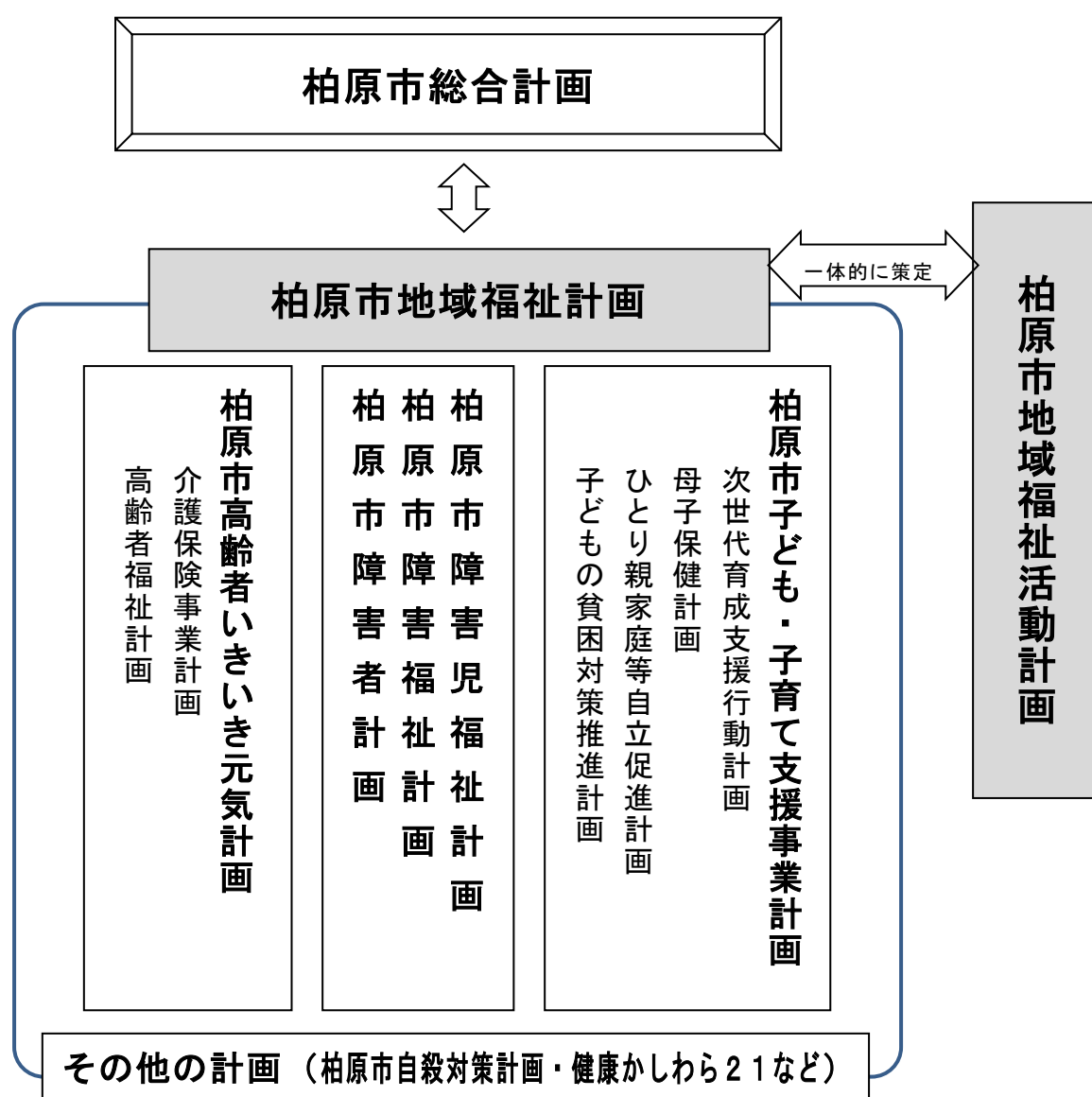
2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画を取り巻く動きと改定の意義

近年、少子高齢化が進行し、それに伴って一世帯当たりの人員数も減少を辿っています。このことは、家族だけで介護や子育てを行うことへのしづらさにつながっています。国の政策では、こうした問題に対応していくために、高齢者や障害者を含む支援を要するすべての人々が、住み慣れた町で最後までその人らしく生きることを保障する仕組みとして「地域共生社会」が唱えられ、それを構築するための様々な取組が進められています。また、令和3（2021）年からは、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、市町村単位において、①支援を求めている人々の事情にかかわらず、一体的に受け止める相談支援、②本人や世帯の状態に合わせて地域にある資源を活かした就労や居住支援などの提供による社会とのつながりを深める取組、③地域社会からの孤立予防や地域での多世代交流、さらに多様な活躍の機会と役割を生み出すといった地域づくりに向けた支援の3つを軸とした重層的な支援体制整備の動きが始まります。

本市においても、これまでも地域住民の身近なところで福祉ニーズに対する相談援助活動等を展開してきました。地域共生社会の構築を実現するうえで、家族・地域・市役所・社会福祉協議会が一体となった地域ぐるみの取組は今後もますます重要となってきます。このような状況に対応するために、本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたっては、これまでの経過を踏まえながら、それぞれを一体のものとして策定し、本市全体の支援体制の基盤強化を図っていきます。

3. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け

本市では、社会福祉を推進するために分野ごとに多くの行政計画を策定し、実施しています。地域福祉計画はこれら福祉分野における計画の上位計画として位置づけられています。また、地域福祉活動計画においては、柏原市社会福祉協議会がその策定の中心的な役割を果たし、地域福祉計画との連携を図っていく計画でもあります。このようなことから、前回（第3次計画）に引き続き、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しました。

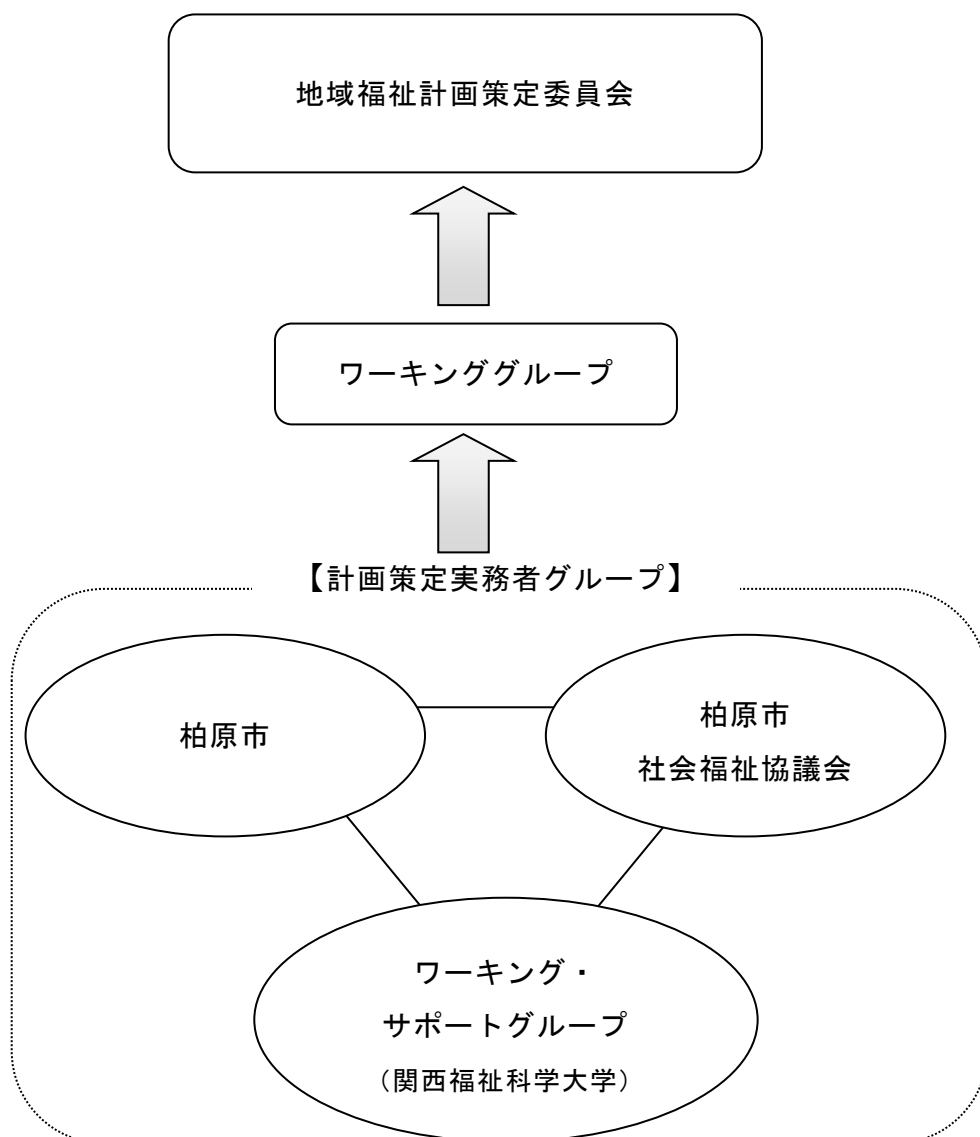


4. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年4月～令和8（2026）年3月までの5年間とします。また社会情勢の変化などに応じて見直しを行うこととします。

5. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定体制

本計画の策定は、地域福祉計画策定委員会のもとで進めてきました。さらに本委員会での作業を円滑に進めるために、柏原市と柏原市社会福祉協議会、ワーキング・サポートグループ（関西福祉科学大学）の三者で構成された計画策定実務者グループが策定作業の補助を担当しました。また、各部局の連絡調整などについては、ワーキンググループにおいて実施しました。

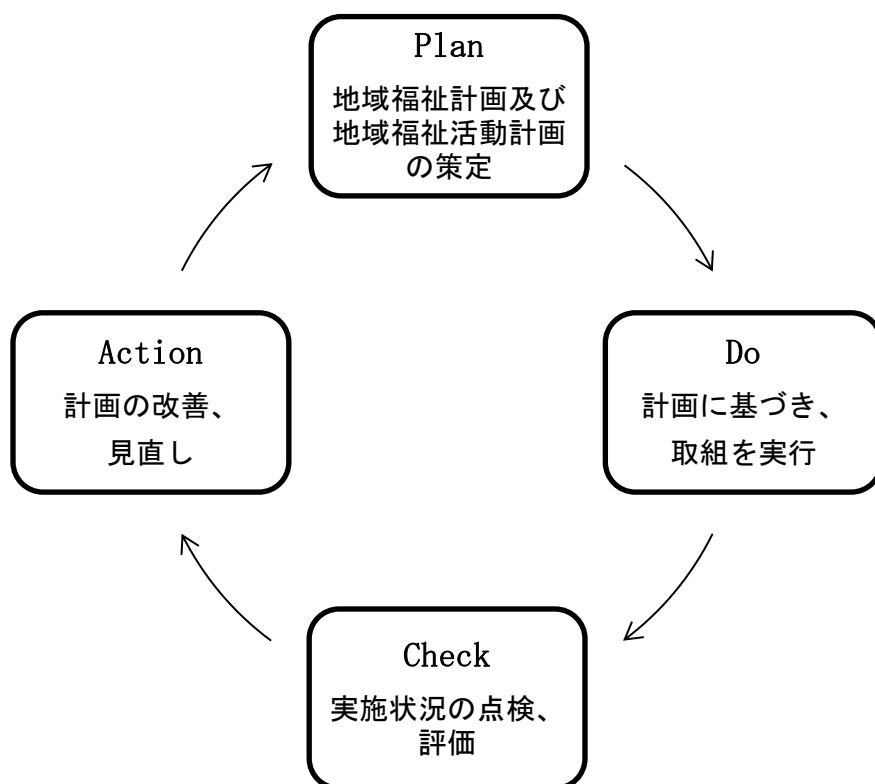


6. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理

第4次柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画にて掲げた目標を実現するため、PDCAサイクル（計画、実行、評価、見直し）の考え方に基づき、進捗状況を管理することや計画を推進する上での課題を明らかにすることが求められます。

効果的な取組が実施されているか点検し、地域福祉の現状・課題などの明確化と新しい課題を確認したうえで、必要に応じて取組の見直しを行っていきます。

<図 PDCA サイクルによる計画の推進>



第2章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方

1. 柏原市の地域特性

本市は、大阪府の南東部で奈良県との府県境に位置し、面積は、25.39 平方キロメートルで、市域の3分の2を山地が占めています。市を東西に流れる大和川が、大阪平野に流れ出る付近に、その街並みを形成しています。このため、緑の山々と美しい溪谷、豊かな川の流れなどの自然環境に恵まれた町で、気候は年平均16度前後で比較的温暖な地域です。いにしへの奈良の都、難波の宮への交通の要衝として発達し、古墳群や古代寺院跡、渡来文化の遺跡が多数散在しています。

宝永元（1704）年の大和川付替え以降、了意川に就航した柏原船や新大和川の剣先船などによって商都大阪へと物産の中継基地として経済的にも発展しました。昭和31（1956）年に中河内郡柏原町と南河内郡国分町が合併し、昭和33（1958）年に人口34,131人で、大阪府下で25番目の市として、柏原市が誕生しました。昭和40年代には、都心から20km程の距離に位置し、鉄道、道路の交通網が早くから発達していたことと、高度成長とがあいまって宅地開発が進み、大阪のベッドタウンとして人口が急増し、学校・公共施設・下水道などのインフラの整備が進められました。

人口のピークは、平成9（1997）年12月に80,286人を数え、それ以降毎年減少を示し、令和2年（2020）9月末現在では、68,338人です。人口に占める年齢層別の割合は平成27（2015）年と令和2（2020）年を比較すると、15歳未満は11.15%で1.11%減少し、65歳以上29.54%で2.91%増加しています。本市においても、少子高齢化が進行していることがわかります。



2. 基本理念

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、「みんなで支えあう 心ふれあう やすらぎのまち」を基本理念として掲げ、誰もが共に暮らせる社会の実現を目指し、地域住民の地域福祉活動への参加や協働を支援するとともに、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者などさまざまな課題を抱えた人を包括的に支援できる体制づくりに取り組んできました。

第3次計画期間中には、本計画の根拠となる社会福祉法の改正があり、その改正要旨は“共生文化の創出”“重層的かつ包括的なセーフティネットの構築”などで、よりいっそう地域共生社会の構築を進めるものです。

第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、こうした背景を踏まえつつ、誰もがみんなで支えあって、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる、輝くまちづくりを目指し、これまでの第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「みんなで支えあう 心ふれあう やすらぎのまち」を継承し、さらなる地域福祉施策の充実を図ります。

《基本理念》

「みんなで支えあう 心ふれあう やすらぎのまち」

3. 基本目標

本計画の基本理念「みんなで支えあう 心ふれあう やすらぎのまち」を実現させるには、地域住民一人ひとりが自分の暮らしたい地域を考え、それを実現するために地域で困っている課題を解決する活動を通じて、“つながり”を作っていくことが必要です。また、一人ひとりの課題を地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返すことで、地域内での連携や協働が生まれ、地域全体の安心・やすらぎが実現するものです。

このような循環を生み出し、本市域における地域共生社会の実現を目指すため、3つの基本目標を定めました。



1) 地域全体が参加・協働し、共に生きる地域づくり

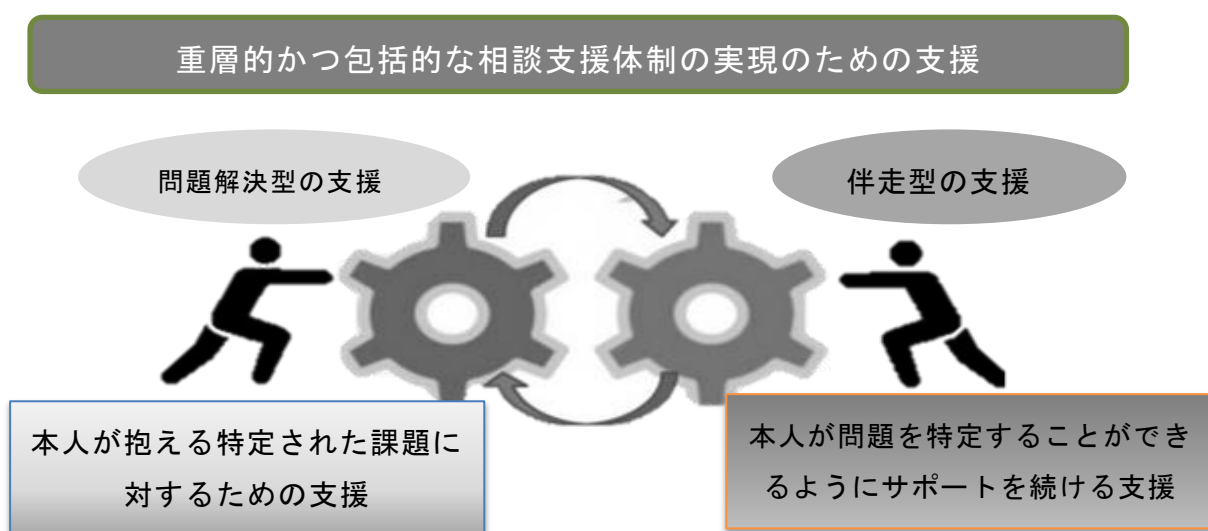
地域住民同士が日常生活の中でお互いのことを知る関係性を作ることによって、お互いが生活上の課題を抱えた場合に相談できるような身近な相談者となり、そうした相談者はセーフティネットの基礎となるものです。さらに、地域住民が集い、地域の生活課題を把握し、その解決に向けた取組を行うことで、地域の互助の関係が強まり、セーフティネットはよりいっそう重層化されます。また、地域の生活課題を解決するには、地域福祉団体・ボランティア・民間企業等の力を活用することも有効で、福祉専門職はそれらのコーディネート機能を期待されています。住民をはじめ、地域で活動する、すべての主体による参加・協働を促進し、共生の地域づくりに取り組みます。

2) 誰もが一員として活躍できる地域づくり

少子高齢化や核家族化などの社会構造の変化により、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場面において、人と人とのつながりや支え合いの基盤が弱まってきています。日々の暮らしの中で孤立し、生活に課題を抱えながら誰にも相談できず、状況は深刻化する傾向にあります。つながりや支え合いを取り戻すためには、一人ひとりが地域社会の一員として互いに役割を持つことが重要です。さまざまな地域資源を活用した「参加型支援」の充実を目指し、「支え手」「受け手」という関係を超えて互いに支え合う地域づくりに取り組みます。

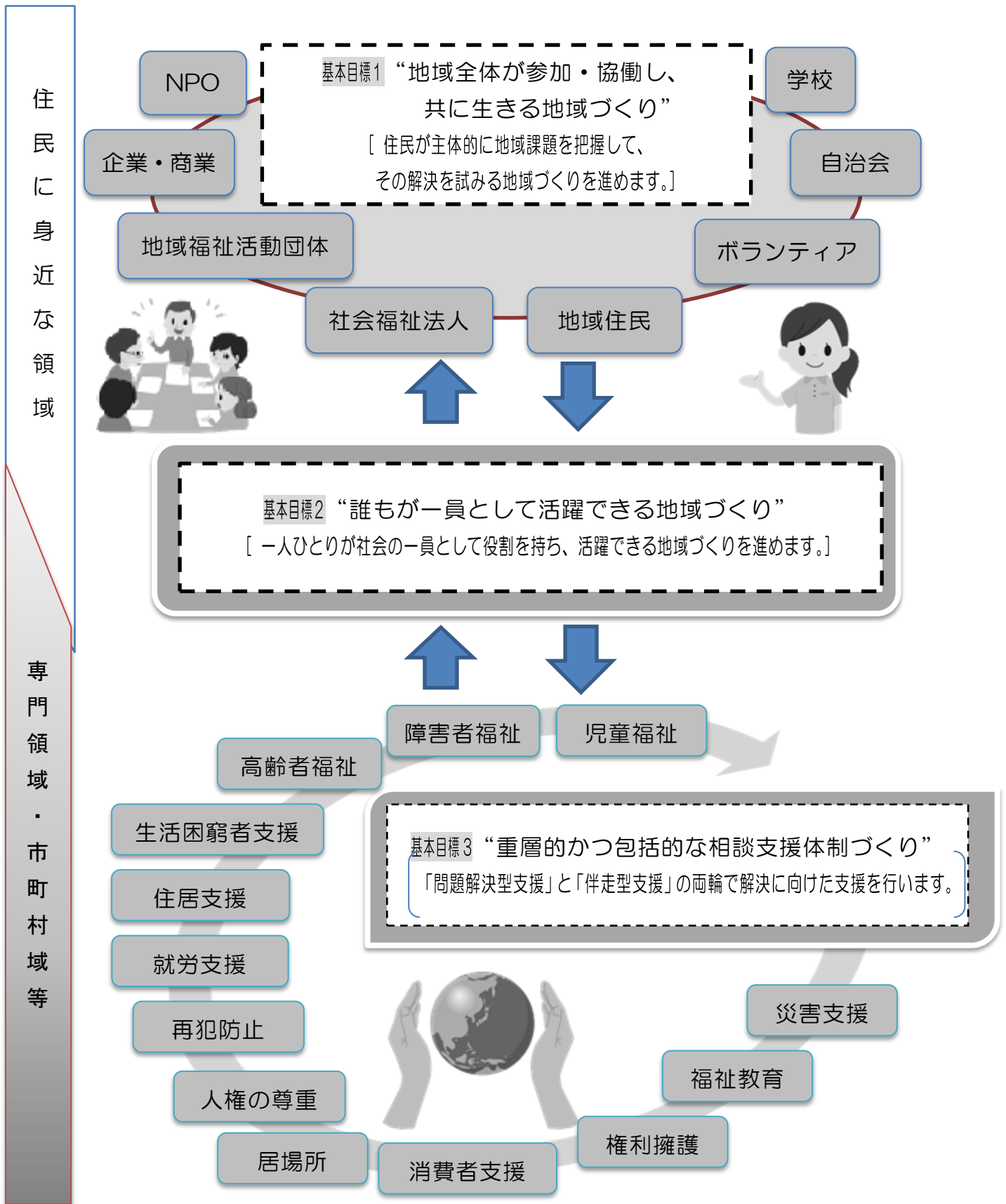
3) 重層的かつ包括的な相談支援体制づくり

地域に住む誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるためには、身近な地域で相談を受け止め、相談者に寄り添った支援を行うことが必要です。また、生活上の課題が生じた場合には、その相談内容に応じて適切に専門機関へとつなぐことが求められます。近年、生活上の課題はさまざまな内容・分野が絡み合い複雑化・複合化する傾向にあり、複数の支援者が関わることから支援者間の連携は喫緊の課題です。相談者が有する特定の課題を解決する「問題解決型の支援」と、暮らし全体と人生の時間軸をとらえ継続的に繋がる「伴走型の支援」を組み合わせ、重層的かつ包括的な相談支援体制の構築を進めます。



地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会資料（令和元年12月26日）一部改訂

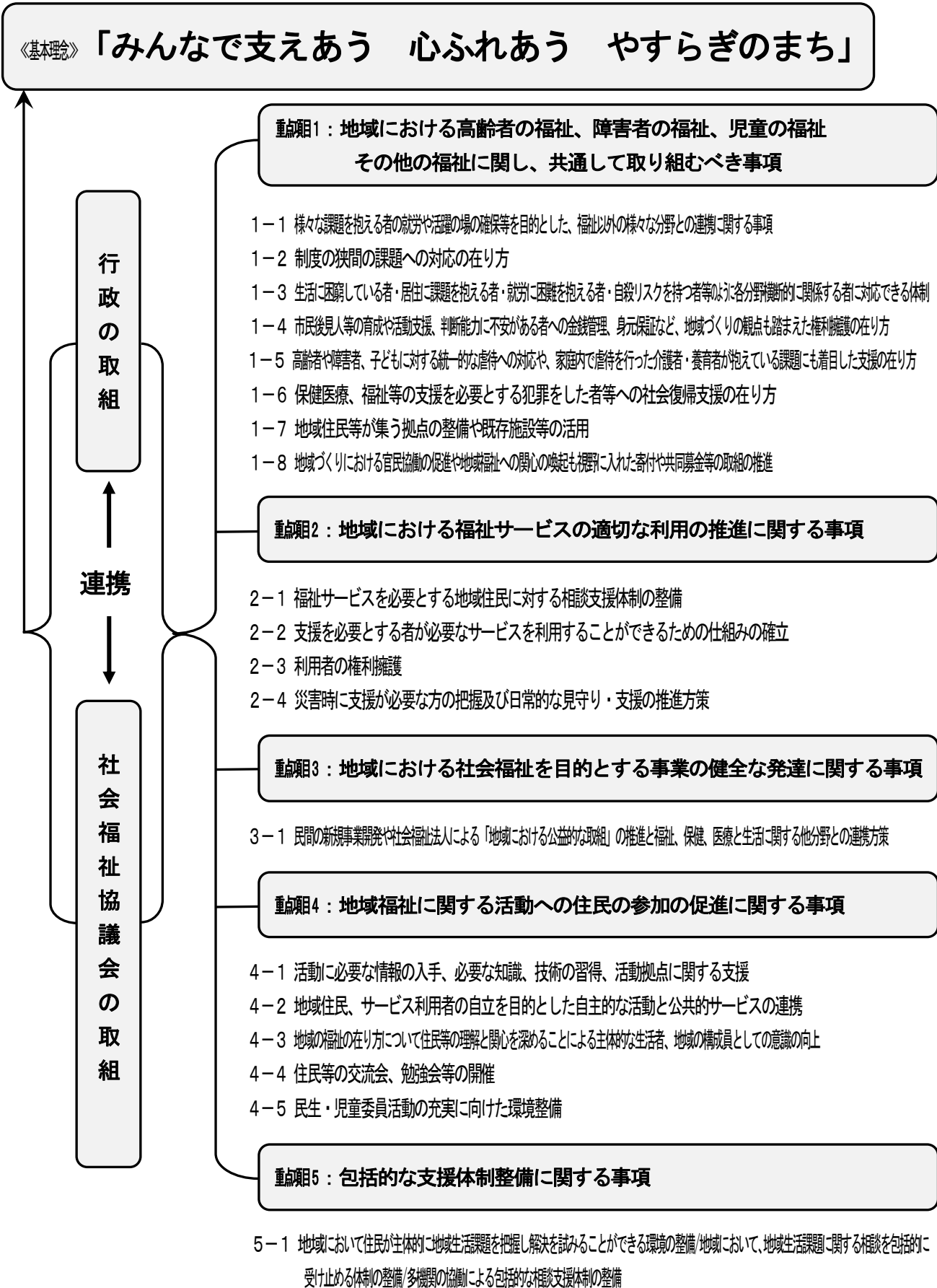
柏原市における地域共生社会実現に向けたイメージ図



4. 計画の体系

地域福祉計画は、社会福祉法に基づく計画で、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、「包括的な支援体制整備に関する事項」について定めることとされています。本計画も、これらの事項別に施策を体系立て、整理することとします。

また、地域福祉を推進し地域共生社会の実現を目指すには、行政と社会福祉協議会、地域住民等との協働による取組がいっそう重要となることから、本計画においては地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定しています。



重点項目 1：地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉

その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

1-1 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

【地域福祉計画】

近年、ひきこもり、不登校、薬物依存など、様々な課題を抱える人が増えています。こうした課題を抱える人々は、他者との関係が希薄となり、社会的に孤立してしまうことがあります。そうした孤立を防ぐためには、それぞれの人に適した就労や社会参加の場を地域の中に整備することが必要です。一人ひとりの人格や個性が尊重され、居場所や役割、生きがいをもてる地域社会を作るために、様々な機会を利用して、福祉の各分野だけでなく、福祉以外の多様な分野とも連携しながら、地域福祉を推進します。

【地域福祉活動計画】

- ・ 障害者や生活困窮者の就労支援事業において、“地域のまちおこし”の視点も入れた事業運営を行い、さまざまな課題を抱えている人がそれぞれの能力に応じて地域の担い手として活躍できるよう支援します。
- ・ 市内の社会福祉法人と連携し、就労訓練事業登録団体^{※1}の拡充を図ります。
- ・ 柏原市商工会や公共職業安定所等と連携し、ステップ就労協力事業所^{※2}の拡充を図ります。
- ・ 柏原市障害者自立支援協議会^{※3}の日中・就労支援部会^{※4}と連携し、障害分野の就労支援の体制を強化していきます。

※1・2：就労訓練事業、ステップ就労

コラム（18ページ）“生活困窮者自立支援事業”を参照してください。

※3：柏原市障害者自立支援協議会

障害者総合支援法やその関連法規に基づき、地域の障害福祉の関係機関が集まり、障害者・児一人ひとりの困ったことやニーズから地域の課題を導き出し、その課題解決を図るための組織です。

※4：日中・就労支援部会

柏原市障害者自立支援協議会の専門部会の一つとして、障害者の社会参加、就労意欲の向上、福祉的就労促進を軸に、障害がある人の日中活動や就労をテーマに設置しています。

1-2 制度の狭間の課題への対応の在り方

【地域福祉計画】

今日、福祉の各分野において困難な課題が増え、既存の公的な制度や法律だけでは解決できない場合もあります。これらは各福祉の枠組みから外れ、制度や法律の狭間に陥って解決困難となった課題です。そのような課題への対応としては、枠組みの外において福祉サービスを強化することが必要となります。本市では、市内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、こうした対応困難なケースに取り組んでいます。また地域包括支援センターによる地域ケア会議や、地域における障害者福祉分野の関係者による障害者自立支援協議会においても、制度や法律の狭間に陥ったケースへの対応を協議しています。これらの取組を継続しつつ、地域特性を活かした支援の仕組みづくりを進めていきます。

【地域福祉活動計画】

- ・概ね中学校区ごとにコミュニティソーシャルワーカー^{※5}を配置し、関係機関や民生・児童委員^{※6}等との連携を強化した相談体制を整備します。
- ・福祉活動専門員^{※7}を配置し、各福祉分野間の支援調整を行います
- ・分野別相談機関が連携し対応している複雑化したケースに対して、柏原市生活困窮者支援会議^{※8}専門部会^{※9}にて地域生活課題を抽出し、必要な資源の開拓を行います。

※5：コミュニティソーシャルワーカー

コラム（16ページ）“さまざまな場面で活躍する相談員”を参照してください。

※6：民生・児童委員

民生・児童委員は、民生委員法と児童福祉法を根拠としており、創設から長い歴史を持つ制度です。地域住民の立場から、生活や福祉全般に関する相談、援助活動を行っています。核家族化が進み、地域社会のつながりが薄くなっており、子育てや介護の悩みを抱える人や、障害がある人・高齢者が地域の中で孤立する傾向にあります。民生・児童委員は、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と専門機関をつなぐパイプ役を務めます。

※7：福祉活動専門員

コラム（16ページ）“さまざまな場面で活躍する相談員”を参照してください。

※8：柏原市生活困窮者支援会議

コラム（18ページ）“生活困窮者自立支援事業”を参照してください。

※9：柏原市生活困窮者支援会議専門部会

コラム（18ページ）“生活困窮者自立支援事業”を参照してください。

コラム “さまざまな場面で活躍する相談員”

《コミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」とします。）》

住民の身近な圏域で、生活課題を抱える人の個別支援や住民活動のコーディネートを行います。“制度の狭間”の問題が顕在化するなか、高齢者・障害者・子ども等の属性や分野に関係なく、地域住民からの相談を一旦受け止め、専門相談機関へとつなぐ役割を担い、今後よりいっそうの活躍が期待されます。

《コミュニティワーカー（以下、「COW」とします。）》

コミュニティワーク（＝地域援助）の担当者です。地域住民同士がつながり、互助の関係を築けるよう、地域福祉団体やボランティア活動を支援します。

《福祉活動専門員》

社会福祉協議会に配置され、地域住民や団体、関連機関と連携しながら、地域福祉活動が広がっていくよう、サポートする役割を果たします。

《福祉サービス苦情解決相談員》

福祉サービスを利用するときを感じる疑問や不満を、利用者とサービス事業者の間を仲介し、不満解決に向けた支援を行います。

1-3 生活に困窮している者・居住に課題を抱える者・就労に困難を抱える者・自殺リスクを持つ者等のように各分野横断的に関係する者に対応できる体制

【地域福祉計画】

支援を必要とする人の中には借金の問題、住居確保の問題、消費者被害の問題、家庭や地域における人間関係の問題といった多くの課題を抱える人がいます。このような複合的で多様な課題を抱える人々を支援するためには、分野横断的な取組が必要となります。また積極的なアウトリーチ支援^{※10}を行い、対象者の早期把握や早期発見に努めることも重要です。そのような人々が抱える複合的で多様な課題への支援は、遅くなればなるほど状況が複雑化し、解決が難しくなります。今後も、積極的で迅速なアウトリーチを実施することで、分野横断的な取組を推進することができるよう努めていきます。

【地域福祉活動計画】

- ・ 複雑化したケースに対し予防的・横断的な支援ができる体制を柏原市生活困窮者支援会議を通じて強化します。
- ・ 柏原市生活困窮者支援会議専門部会において、地域のニーズ（就労困難者、子どもの貧困、引きこもり、ライフラインの停止などへの緊急支援等）に沿った部会運営を行います。
- ・ 生活課題を抱えているにもかかわらず支援を受けていない地域住民に対して、CSWが中心となってアウトリーチ支援^{※10}を実施します。

※10：アウトリーチ支援

アウトリーチ支援とは、支援を要する人のもとに出向いていき働きかけることを言います。複雑で多様な課題を抱えているにも関わらず、どこに相談すればよいかわからない、また、自ら申し出をしない、あるいは支援を拒否する人がおられます。

そのような人々や家族、地域を訪問し、必要な情報やサービスなどの提供を積極的に行うための方法です。

対象となる人や家族への訪問支援だけでなく、地域での相談会や住民同士の関係づくりを行うことで、様々な問題への早期発見、課題解決を図り、虐待防止やひきこもり支援、災害支援など緊急時に備えた対応につながります。

コラム “生活困窮者自立支援事業”

生活困窮者自立支援事業は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として生まれた事業です。生活困窮者が困窮状態を脱し、自立した生活を自らの力で取り戻すために必要な支援を行います。生活困窮者自立支援事業は、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、働く場や参加する場を広げていく役割が期待されています。

自立相談支援事業・・・相談者が困窮状態となった課題を分析し、その課題解決に向けた支援計画を作成する事業です。支援計画の作成にあたっては、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援するものです。

就労支援事業・・・・・・職を失った人や増収が必要な方が仕事に就けるよう支援を行う事業です。

就労準備支援事業・・・・就労に向けて必要な生活習慣を身に付けるため、グループ活動やコミュニケーション訓練、職場体験などを行う事業です。

家計改善相談事業・・・・家計のやりくりができません困窮状態にある人に対し、家計管理に関する助言・指導を行う事業です。

住居確保給付金・・・・離職等により住宅を失う恐れのある人が再就職に向けて求職活動する間の住居を確保するための事業です。就労支援事業と併せて行います。

子どもの学習・生活支援事業・・・・

親世代の貧困が子どもへと連鎖しないように、学習機会と居場所を提供する事業です。子どもが将来の働く大人像をイメージできる環境を提供するものです。

生活困窮者支援会議・・・・生活困窮者の自立にむけた、包括的な支援を調整する場として創設された会議です。生活困窮だけでなく、地域からのあらゆる相談を関係機関で共有し、解決に向けた取組を行う場として発展させていきます。

生活困窮者支援会議専門部会・・・・

生活困窮者支援会議の課題別専門部会です。就労支援部会、子ども若者支援部会、生活困窮者民間支援部会の3部会にて、それぞれの課題別に必要な地域資源等を協議しています。

就労訓練事業・ステップ就労・・・・

社会福祉法人・NPO法人・民間企業等による自主事業です。就労に課題を抱える生活困窮者に、その能力に応じて就労や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を提供するものです。

コラム “居住に課題を抱える方々の支援”

住宅確保に配慮が必要な人々への支援が課題となる一方、市内には空家等が散在するようになりました。こうした空家を住まい探しに苦労する高齢者や障害者等の受け皿として有効に活用するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が施行されました。

本市では、大阪府による“Osaka あんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）^{※11}”に参加し、「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度^{※12}」を活用し、居住に課題を抱える人と賃貸住宅のマッチング支援を行っています。

※11 Osaka あんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）

大阪府が中心となり、府内各市と民間住宅事業者・公的住宅事業者等が参加し、住宅確保要配慮者のための居住の安定確保と居住支援方策の充実に向けた取組等を協議しています。

※12 大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム(外部サイト)

住宅確保要配慮者の入居を受け入れる「あんぜん・あんしん賃貸住宅」と、その仲介を行う「協力店」、自律型や併設施設地域開放型などの「サービス付き高齢者向け住宅」、「公的賃貸住宅」、入居の支援を行う団体や相談窓口等の情報発信を行う大阪府とOsaka あんしん住まい推進協議会が運営するサイトです。

<http://sumai.osaka-anshin.com/>

コラム “消費者問題”

消費者問題とは、消費者が弱い立場につけ込まれ、不当に不利な契約を結ばされたことにより、不利益を被ることになった被害の総称を指します。近年、高齢者や障害者の消費生活相談の割合は増えてきています。悪質業者は、消費者が契約内容について十分に理解する時間を与えずに強引に契約を迫ってくる場合や、言葉巧みに不安をあおる場合、親切にして信用させることで契約を迫る場合など、様々な手段で大切な財産を狙ってきます。このような被害を防ぐためには、家族や近隣の人々が、日ごろから高齢者や障害者の様子に気を配り、困っている様子等がないか確認することが大切となります。

また柏原市では、消費生活センター（072-972-1554）が設置されており、専門の相談員が相談にお応えしています（予約制）。

1-4 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

【地域福祉計画】

認知症高齢者の増加や、障害者の地域移行が拡大するなどに伴い、判断能力が十分でない人の金銭管理や身元保証を行うことが必要になります。こうした状況のもとでは市民の権利を擁護するための取組として、成年後見制度に代表される権利擁護の仕組みが求められます。身寄りのない認知症高齢者は自らの現状を認識したり、誰かに相談をすることができない状態にあるため、行政をはじめとした各関係機関が連携しながら包括的に関わり、住み慣れた地域で継続して生活をしていくために、成年後見制度申立て等に関する援助や身元保証の支援を行うことが必要です。こうした権利擁護の仕組みや利用体制の構築を進め、制度の周知や利用促進を図り、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現を目指します。

【地域福祉活動計画】

- ・ 成年後見制度の利用促進を図る中核的な機関（広報機能、相談機能、制度利用促進機能、後見人支援機能）を設置し、日常生活自立支援事業と一体的に運営できるように取り組みます。
- ・ 様々な後見類型やニーズに対応できるよう、社会福祉法人による法人後見事業の立ち上げ支援や市民後見人の養成等を進めます。
- ・ 日常生活自立支援事業の利用促進の為、待機解消に努めます。
- ・ 市民への成年後見制度・日常生活自立支援事業などの広報・啓発活動を実施します。

コラム “柏原市成年後見制度利用促進基本計画”

1 位置づけ

ここでは、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）における成年後見制度利用促進基本計画として、本市域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めます。関連する「高齢者いきいき元気計画」、「障害者計画」との整合・連携を図り、一体的に計画を進めるものです。

2 成年後見制度利用に関する現状と課題

本市においても超高齢社会への移行が着実に進んでおり、令和7年（2025年・団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる年）以降、認知症高齢者が増えることが予想されています。また、障害者の地域生活への移行もますます進み、認知症高齢者、精神・知的障害者の日常生活を地域で支え合うことは、今後の課題の一つと言えます。

認知症高齢者、精神・知的障害者の財産管理等を支援する制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。コミュニティソーシャルワーカーによる住民生活実態調査では、両制度等はまだまだ十分認知されていないことがうかがえました。

3 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

（1）目標 成年後見制度を必要な人が制度を適切に利用できるよう、地域連携の仕組み（地域連携ネットワーク）を構築します。

（2）地域連携ネットワークの基本的な考え方

①地域連携ネットワークの3つの役割

ア）権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護支援の必要な人（財産管理やサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人等）の発見に努め、速やかに必要な支援を行います。

イ）早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について身近な地域で相談できるよう、相談窓口体制を整備します。

ウ）意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、自分らしい生活を守る制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援

体制を構築します。

②地域連携ネットワークの構成要素

地域連携ネットワークは、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた連携の仕組みとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

「チーム」・・・協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

「協議会」・・・後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が自発的に連携・協力する体制づくりを進める合議体。

「中核機関」・・・専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

③地域連携ネットワークの基本的仕組み

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

権利擁護支援が必要な人は、後見等開始前においては、身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が見守りや支援を行っています。権利擁護支援が必要な人を成年後見制度等へとつなぎ、この見守り・支援体制に後見人が加わり「チーム」として支援する体制づくりを進めます。

具体的には、ケース会議等（地域ケア個別会議やサービス調整会議等）に後見人が加わり、そのメンバーを「チーム」と位置づけ、権利擁護支援を行います。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対する「チーム」を、法律・福祉の専門職団体や関係機関が支援する体制を構築します。各種専門職団体・関係機関の連携・協力方を協議する「協議会」を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

具体的には、「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議」を再構築し、「協議会」と位置づけ、チームをバックアップする体制整備を図ります。

ウ) 地域連携ネットワークの中核となる「中核機関」の設置

地域連携ネットワークが機能するには、その中核となる機関が必要です。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

中核機関の設置方法については、既存の相談機関の運営状況、地域連携ネットワークの関係団体や専門職団体等との連携状況等を踏まえ、その在り方を柔軟に検討します。

具体的には、既存の相談機関（高齢者いきいき元気センターや障害者基幹

相談支援センター)を活用した機能分散型による設置からはじめ、将来的には成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う「成年後見利用支援センター」(仮称)の設置を目指します。

④地域連携ネットワークが担うべき具体的機能等

中核機関を中心とする地域連携ネットワークは、ア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能を担い、段階的に機能強化を図ります。これらの機能を担うことにより、オ) 不正防止効果を生むことにも期待します。

ア) 広報機能

成年後見制度の認知が進んでない現状を鑑み、まず重点的に取り組むべき事項です。成年後見制度が十分認知されるため、地域の関係団体・機関と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナーの開催等の広報活動が活発に行われるよう取り組みます。

広報機能に取り組むにあたっては、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用の有用性、成年後見制度の利用が必要な人を発見し支援につなげることの重要性を啓発していくよう努めます。

イ) 相談機能

既設相談機関(高齢者いきいき元気センターや障害者基幹相談支援センター)において、成年後見制度の利用に関する相談体制は確保されています。

今後、司法関係の専門職団体と連携し相談機能の専門性の強化に努めるとともに、既存の対象者別に設置されている相談機関同士や、日常生活自立支援事業等と連携し、一体的な相談体制の構築を目指します。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用するにあたり、受任者調整等の支援を行います。

○親族後見人候補者の支援

後見人にふさわしい親族がいる場合、申立てから、後見人になった後の後見事務に至るまで継続的に支援する体制の調整等を行います。

○受任者調整

専門職による後見の選出母体となる専門職団体や法人後見を行える法人、市民後見人候補者と連携し、適切な後見人候補者を選定し裁判所に推薦します。

エ) 後見人支援機能

○親族後見人や市民後見人等への支援

親族後見人や市民後見人等が円滑に後見活動を行えるようチームの立ち上げや、専門的知見が必要な場合に法律・福祉の専門職がバックアップできる体制を構築します。

○裁判所との連絡調整

利用者本人の権利擁護の観点から、他の支援体制への移行、後見人の交替

が必要な場合、裁判所と連絡調整を行います。

才) 不正防止効果

横領等の不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から起きることが多くなっています。地域連携ネットワークやチームでの見守り体制をつくり、親族後見人等が日常的に相談できる体制を整備することで、親族後見人等の孤立や不正を未然に防ぎます。

⑤後見人候補者となる担い手等の育成・支援

認知症高齢者が増え、成年後見制度の利用が進むにともない、後見人候補者不足が懸念されることから、市民後見人の活用を進めます。府下広域にて市民後見人養成講座が開催されており、候補者の派遣、養成後の支援に取り組みます。

また、若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、その活用を図ります。

4 成年後見市長申立と利用助成の実施

成年後見制度を自ら申し立てることが困難、身近に申し立てる親族がいない、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申し立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。「高齢者いきいき元気計画」及び「障害者計画」において、対象者ごとに成年後見制度利用支援事業について定めます。

1-5 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

【地域福祉計画】

少子高齢化や核家族化といった世帯構造の変化や地域社会のつながりが疎遠になることで、周囲から援助を受けられない孤立した状態で介護や育児を担うケースが増えています。そして、その過重な負担によるストレスが虐待につながることもあります。本市では虐待の早期発見や再発防止に向けて市民を対象とした啓発や関係機関との連携を進めてきました。今後とも各虐待防止法や関連するガイドラインに基づき、虐待やその恐れのあるケースの対応方針を各部署及び関係機関と引き続き共有します。また、ケースごとに置かれている環境や生活課題に目を向けつつ、虐待に及んだ介護者や養育者を「世帯内で抱え込む介護や育児」から解放し、困りごとを他者と分かち合い、地域で支え合いながら介護・育児ができるような基盤づくりを目指します。

【地域福祉活動計画】

- ・分野を越えて連携し、市民に向けてわかりやすい虐待防止の広報・啓発活動を実施します。
- ・子育て、介護、障害特性など介護者や養育者が必要な知識・技術を学べる場を設置します。
- ・支援困難事例への対応に向けて分野を超えて検討し、支援調整を行える場を設置します。
- ・虐待防止ネットワーク会議^{※13}の機能充実を図ります。

※13：虐待防止ネットワーク会議

市町村に措置権限のある高齢者虐待・障害者虐待については、虐待の早期発見・早期支援を目的に、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議において市内の関係機関の連携強化に取り組んでいます。また、児童虐待は都道府県に措置権限があり、大阪府とも緊密に連携を図る必要があります。要保護児童等の早期発見・適切な保護や支援を図るため、柏原市要保護児童対策地域協議会において関係機関等との連携を図っています。

コラム “虐待防止法について”

虐待には、身体的虐待、放棄や放置（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待などがあります。虐待を防止するための法律は、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の3つがあります。これらの法律が成立したことによって、虐待が私たちの身近なところで生じうる問題であり、関係者が連携を図りながら対応すべきものであるという認識が広がりました。虐待問題は、その人の心身に害を与えるものであり、いのちに関わる重大な問題です。虐待を早期発見および防止するためには、市民一人ひとりが虐待の問題について関心をもつことが大切です。

柏原市には、各分野ごとに、虐待の相談窓口を設置しております。

児童虐待：子ども家庭総合支援拠点（072-943-4811）

緊急の場合は、189（児童相談所虐待対応ダイヤル）

高齢者虐待：柏原市高齢者いきいき元気センター（072-970-3100）

障害者虐待：柏原市権利擁護サポートセンター（072-971-2039）

【日本の虐待防止法】

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年）

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成18年）

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成23年）

1-6 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

【地域福祉計画】

犯罪をした人の社会復帰は日本における重要な課題となっています。刑務所などに収容された後、社会復帰する際に、高齢、障害、あるいは生活困窮について相談できる相手がいないことで孤立し、再び罪を犯してしまう人もいます。そうならないためにも、社会復帰の際に速やかに福祉サービスを利用できるよう保健医療・福祉サービス機関に繋げたり、自立した生活を送る際に必要な知識や技術の習得を可能とするような支援が求められます。また、地域の協力者等と連携し、定住や身元引受等の支援を行いつつ、就労先を確保して日常生活を支援していくことも必要です。保護司をはじめとする更生保護団体と協力し、社会復帰を目指す人の個別の生活能力やその現状の情報共有を図りながら孤立を予防していきます。これらの取組を行いながら、犯罪から立ち直ろうとする人たちを地域の一員として受け入れる社会の醸成を目指します。

【地域福祉活動計画】

- ・大阪保護観察所中心に開催される心神喪失者等医療観察法に係るケア会議に参加し医療・保健・福祉が連携した社会復帰支援の在り方を検討します。
- ・保護司会や協力雇用主会と連携して、犯罪をした者の就労支援を実施します。
- ・地域ケア会議^{※14}、障害者自立支援協議会、生活困窮者支援会議など既存の会議にて刑余者の社会復帰に向けた生活能力向上や孤立予防体制について検討します。

※14 地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者福祉分野において、個別ケースの検討を積み重ね、共通の課題を抽出することにより、地域づくりや新たな資源開発や政策形成になどにつなげていく会議です。地域包括ケアシステムの実現を目的に開催されています。

コラム “柏原市再犯防止推進計画”

罪を犯し刑務所等に収容された人が社会復帰をしようとしても、再び罪を犯してしまう場合があります。こうした再犯を防止するためには、住居や就労の確保、保健医療サービスの促進などさまざまな取組が必要となります。国においても、再犯防止の施策を進めるため、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」が閣議決定されています。再犯防止によって犯罪が減少すれば、安全で安心な地域社会の実現につながります。柏原市におきましても、更生保護団体をはじめとする関係団体と連携し、安全で安心な社会を実現するために再犯防止の取組を続けていきます。

《更生保護団体》

更生保護とは、犯罪や非行をした人たちの立ち直りのための援助や、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐための活動を指します。これらの取組は、以下の更生保護団体による協力によって支えられています。

《保護司会》

保護司は法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした人の社会復帰や再犯防止、地域住民から受ける犯罪や非行の予防に関する相談など更生保護に関する役割を担っています。さまざまな職業の人がその経験を活かし、保護司として本市の保護司会に所属し、柏原市勤労者センター（KI ホール）内にある更生保護サポートセンターを拠点に活動しています。

《更生保護女性会》

更生保護女性会は、豊かな知識や経験とともに女性の立場から、青少年の非行防止や健全育成、更生保護施設の訪問などの非行や犯罪に陥る人に対する更生保護活動や、子育て中の親を支える子育て支援の活動を関係団体と連携しながら行うボランティア団体です。

《BBS 会》

BBS 会の BBS とは「Big Brothers and Sisters Movement」の略です。本市の BBS 会は、青少年たちに、兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむような身近な存在として接しながら、さまざまなイベントを開催して、青少年の健全な発達支援や明るい社会環境作りのためのボランティア活動を行う団体です。

《協力雇用主会》

協力雇用主とは、罪を犯した人の社会復帰と就職による経済的自立によって再犯を防止するために、その雇用に協力する民間事業主です。本市の協力雇用主会には地域に密着した事業主の人たちが所属し、罪を犯した人が仕事につき職場に定着することで円滑な社会復帰ができるよう活動しています。

《社会を明るくする運動》

「社会を明るくする運動」は法務省の主唱により昭和 26 年に誕生した全国的な運動であり、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的としています。柏原市では上記の更生保護団体が中心となって、毎年 7 月にはイベントの開催や啓発活動を行っています。

1-7 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

【地域福祉計画】

本市では、これまで高齢者、子どもや子育て家庭、障害者など、多様な人々が集うことができる拠点を整備してきました。その結果、この拠点を中心として高齢者の介護予防活動、子どもの居場所づくり、障害のある人たちへの必要な支援活動など様々な取組が行われています。今後も、より多くの人々が集まり、こうした活動がさらに発展するよう、集い場である拠点の環境整備に努めます。また地域にあるフリースペースや古民家などの有効活用や、ネット上の情報サイトの創設なども検討していきます。

【地域福祉活動計画】

- ・感染症拡大時や災害時に拠点機能を保てるように、施設に Wi-Fi 環境を整備しオンライン上で集える環境整備を検討します。
- ・施設・拠点の感染症対策を強化します。
- ・活動拠点の情報を誰もが知ることができるよう、広報紙や SNS を活用し情報発信していきます。
- ・地域の実態を調査し、新たな交流の場の整備について検討していきます。

1-8 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進

【地域福祉計画】

地域福祉活動における様々な取組は、共同募金^{※15}等の財源によって支えられています。地域福祉活動を継続し、いっそう充実したものにしていくためには、共同募金等に対する関心を高める取組が必要です。若年層の関心を高めるPR方法を検討することや、寄付や募金がどのような活動に生かされているのかなどといった実際の活動を理解できるような働きかけの検討を進めます。

【地域福祉活動計画】

- ・ 募金が地域住民にとって身近なものになるようにテーマ型募金の導入を検討します。
- ・ 共同募金の目的や募金の活用方法の説明会を行うなど、地域福祉を推進する事業として発信していきます。
- ・ 賛助会員を拡充するなど、地域福祉推進のための活動経費の確保を図ります。

※15：共同募金

社会福祉法で定められた、都道府県域を単位として毎年1回行われる寄付金の募集です。集められた寄付金は、その区域内における地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分され、さまざまな活動の財源として利用されます。

重点項目 2：地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

2-1 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

(福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携)

【地域福祉計画】

地域住民への相談体制について、高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮、男女共同参画、人権の尊重など、それぞれの分野で対象者別に相談を受けられるよう整備しています。対象者ごとの相談窓口が整備されることで、地域住民が専門機関につながりやすくなり、より具体的な福祉活動を展開することが可能になります。今後は、対象者別の相談支援体制にとどまらず、分野横断的な生活課題などにも対応できるように、他の専門機関との情報共有や連携を円滑に行い、市全体として統合された相談支援体制を築くように努めます。

【地域福祉活動計画】

- ・誰もが安心してサービスを受けることができるように、福祉サービス苦情解決相談員^{※16}の活躍の場を推進します。
- ・地域に潜在化するニーズに対し、CSWとCOW^{※17}の連携体制を強化します。
- ・地域あんしん事業^{※18}の対象者を要援護者に拡大し相談機能の充実を図ります。
- ・各分野のサービス情報を整理し、情報発信します。
- ・柏原市民生・児童委員協議会、地区福祉委員会^{※19}などの身近な相談先と連携を図り相談機能の充実を図ります。
- ・柏原市生活困窮者支援会議にて各相談支援機関の連携を図り、横断的に課題解決を図る支援体制を確立します。

※16：福祉サービス苦情解決相談員

コラム（16ページ）“さまざまな場面で活躍する相談員”を参照してください。

※17：COW（コミュニティワーカー）

コラム（16ページ）“さまざまな場面で活躍する相談員”を参照してください。

※18：地域あんしん事業

一人暮らし高齢者を定期的に見守り訪問し、緊急時に備えて、民生委員と地域包括支援センターとの間で情報共有しています。

※19：地区福祉委員会

コラム（33ページ）“小地域ネットワーク活動（地区福祉委員会の活動）を参照してください。”

コラム “小地域ネットワーク活動（地区福祉委員会の活動）”

1 地区福祉委員会とは・・・

地区福祉委員会は、おおむね小学校区単位で組織され、社会福祉協議会と連携して福祉のまちづくりのための活動をしています。地域住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくため、地域の実情に応じた取組を行っています。

【主な活動】

(1) 友愛訪問活動

・・・一人暮らし高齢者を中心とした見守り訪問活動を行っています。

(2) ふれあいサロン活動

・・・各地区で高齢者を対象としたサロン活動を行っています。

(3) 子育てサロン

・・・地域の親子が集まり、子育てに関する情報共有を図る場となっています。

※ほかにも、地域の実情に応じて、趣向を凝らした活動を行っています。

コラム “人権の尊重”

少子高齢化や核家族化が進むにつれ、家庭や職場や地域といった生活のさまざまな場面において、分け隔てのない人と人の繋がりや互いを認め支え合うような関係が希薄になることで、ひきこもり、虐待、自殺、差別、孤独死などのさまざまな問題が増えています。

こうした社会的な排除や孤立を原因とする問題に取り組むうえで、一人ひとりの個性や人権を尊重し、誰もが生きがいをもって生きられる社会を柏原市人権協会※20をはじめとする関係団体と作っていきます。

人権に関する課題が複雑化する中で、平成28年に施行された人権に関する3つの法律（人権3法）と令和元年に施行された人権に関する大阪府の3つの条例（人権3条例）があります。

人権3法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
（ヘイトスピーチ解消法）

「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）

人権3条例

「人権尊重の社会づくり条例」

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」
（性の多様性理解増進条例）

「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」
（ヘイトスピーチ解消推進条例）

差別とは・・・

「同和問題（部落差別）、高齢者、女性、子ども、障害者、ハンセン病患者・元患者とその家族、HIV等の感染者等、性的マイノリティ、外国人など」への差別を指します。

※20：柏原市人権協会

柏原市人権条例の趣旨である人権尊重のまちづくりに寄与することを目的としています。

2-2 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立（福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備）

【地域福祉計画】

本市では、支援を必要とする人やその家族の意向を踏まえた適切な支援を行うために、福祉従事者を対象とした研修会等を実施しています。地域共生社会や地域包括ケアシステムを実現するうえでも、福祉従事者が果たす役割は重要です。今後も支援を担う人材の資質向上を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを利用することができる環境の整備に努めていきます。

【地域福祉活動計画】

- ・各福祉分野の研修を実施し人材育成を推進します。
- ・福祉活動専門員が各福祉分野の制度やサービス等を調整し、必要な支援を受けられるようサポートします。
- ・介護、医療、司法等の専門職連携を促進しケアマネジメント体制を強化します。

2-3 利用者の権利擁護（成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備）

【地域福祉計画】

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でないために、身の回りのことや金銭管理ができないことから、日々の安定した暮らしを送ることができない人がいます。このような人に代わって福祉サービスの手続きをしたり、日々の金銭管理等を行うことで、本人の権利を擁護し、地域における安心した生活を支える、そのような支援が求められています。また日々の生活の中で、支援を要する人が、ニーズにあったサービスを適切に受けることができる環境を整備することも、権利擁護を実現するうえで重要です。成年後見制度や日常生活自立支援事業、苦情解決制度など、支援を必要とする人の権利を守るための仕組みについて、地域における関係機関との連携を図りながら、よりいっそう充実できるよう取り組んでいきます。

【地域福祉活動計画】

- ・ 成年後見制度の利用促進を図る中核的な機関（広報機能、相談機能、制度利用促進機能、後見人支援機能）を設置し、必要な時に成年後見制度や日常生活自立支援事業を受けられる体制を整備します。
- ・ 誰もが安心してサービスを受けられるように、福祉サービス苦情解決相談員の活躍の場を推進します。

2-4 災害時に支援が必要な方（避難行動要支援者等）の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

【地域福祉計画】

将来に発生が懸念される大規模災害に備え、平常時から支援体制の強化を図ることが求められています。また災害が発生した場合は、行政だけで対応することはできず、地域住民やボランティアによる協力が必要となります。災害時に活躍できる人材（災害ボランティア）の育成や、災害発生時の災害ボランティアセンター開設につき、関係機関と連携して災害に備えた支援体制の強化に今後も取り組みます。さらに、災害時に自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対する支援策について、関連情報の把握に努めるとともに、これを検討していきます。

【地域福祉活動計画】

- ・避難行動要支援者のリストの更新を行い、地域の支援者と情報共有の場を整備します。
- ・災害ボランティア養成講座と災害シミュレーション研修会を実施し、災害発生時のボランティア確保に努めます。
- ・災害発生時に災害ボランティアセンターを円滑に設置できるよう、関係機関と共に事前準備を行います。
- ・災害時における安否確認に関する役割分担や避難行動要支援者プランの策定など地域福祉活動団体との連携体制づくりを検討します。

重点項目 3：地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

3-1 民間の新規事業開発や社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進と福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策

【地域福祉計画】

地域福祉事業の発達のためには、多様な福祉サービスの導入が必要と考えられています。本市では、民間の特長を活用して地域住民の地域福祉への参加を促進します。また、様々な地域生活課題や福祉ニーズに対応していくために、社会福祉法人が包括的な支援体制の拠点となるよう努めます。多様で複雑な課題を抱える本人や家族などその世帯を包括的に支援していくためには、福祉、保健、医療だけでなく、生活環境を含めた関係機関との連携が必要となります。今後も福祉関係者や関係機関との連携を強化し、相談機能を充実させ課題解決を図ることに努めていきます。

【地域福祉活動計画】

- ・ 柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）^{※21}を通じて社会福祉法人同士の連携を強化し、子どもの居場所や生活支援事業の実施など多様なインフォーマルサービスの創出を進めます。
- ・ いかしてネットかしわら（医療と介護の連携会議）^{※22}、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議、柏原市障害者自立支援協議会の多職種ネットワークを推進します。
- ・ 民間企業によるサービスや、住民同士の互助活動等、多様なインフォーマルサービスの開発、活用を進めます。

※21：柏原市民間社会福祉施設連絡会（地域貢献委員会）

柏原市内にある民間の社会福祉施設が、高齢者・児童・障害・保育園の分野をこえて連携し、社会福祉法人が本来備えている公益性を継続・発展させ、地域福祉活動団体と一緒に地域に貢献していくことを目的に活動しています。

※22：いかしてネットかしわら（医療と介護の連携会議）

超高齢化が進み、医療と介護が連携してケアプランを作成する必要があることから、医療と介護の関係者が集まり連携方法等について協議しています。

重点項目 4：地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

4-1 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援

【地域福祉計画】

地域福祉を推進していくためには、住民の福祉に対する意識の向上と活動への参加を促進することが重要な課題です。この課題を解決するために、さまざまな手段や方法を用いて、より多くの人に地域福祉活動に関する情報提供を行い、その環境整備や強化にいつそう努めてまいります。

【地域福祉活動計画】

- ・ 広報誌を活用し、情報提供を行います。
- ・ ホームページや SNS を活用し情報が容易に入手できるよう整備します。
- ・ 柏原市民生・児童委員協議会、地区福祉委員会、柏原市ボランティア連絡会^{※23}、柏原市老人クラブ連合会^{※24} 等との協力のもと情報入手困難な人への情報発信の仕組みを構築します。
- ・ 点字、音声図書、文字拡大など高齢者や障害者などに配慮した情報発信を推進します。

※23：柏原市ボランティア連絡会

柏原市ボランティア・市民活動センターに登録されたボランティア団体で構成された連絡会です。柏原市ボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動が積極的に行われるよう、さまざまな情報提供や相談、コーディネート、施設、資機材の提供、ボランティア募集活動を行っています。

※24：柏原市老人クラブ連合会

高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくために、老人福祉法に基づき構成された団体です。心身の健康の保持に資するための教養講座やレクリエーションその他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加することができる活動を実施しています。

4-2 地域住民、サービス利用者の自立を目的とした自主的な活動と公共的サービスの連携

【地域福祉計画】

生活形態が多様化するとともに福祉ニーズも複雑化しているなか、地域において支え合うことのできる環境づくりが求められています。本市では、これまでも多様な福祉ニーズに対応できる相談支援体制の強化、福祉サービスや関連事業の充実に取り組んできました。今後これらの取組をよりいっそう充実させるために、地域住民による自主的な地域福祉活動を発展させ、官民協働による取組を促進していくことが必要です。地域の中で生じる様々な生活課題について、地域住民同士が互いに問題意識を持ち、地域住民による主体的な地域福祉活動を促進することのできるような環境を整備することで、官民協働による福祉サービスの充実を目指します。

【地域福祉活動計画】

- ・ ボランティア養成講座を開催し、住民の福祉活動への主体的参加を促進します。
- ・ 地域における互助を推進するため、住民同士の助け合いの事業化や活動支援を行います。
- ・ 様々な課題に対して、同じような経験や境遇を持つ人たちが集まり、悩みを分かち合い、解決のために学び、支え合っていけるよう、当事者の組織化や運営支援を行います。

4-3 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上

【地域福祉計画】

地域福祉に関する住民参加を進めるためには、住民一人ひとりが、福祉、医療、子育て、介護、人権の尊重などの生活を営むうえで生じるさまざまな問題（地域生活課題）に関心をもち、地域活動に参加する意欲を持つことが必要です。本市では、こうした福祉、医療、人権等に関する情報発信や啓発活動と担い手育成に対する支援を強化しています。今後も地域住民における地域生活課題に関する意識について、よりいっそうの向上を図るための事業展開に努めます。

【地域福祉活動計画】

- ・福祉教育や出前講座などを通じて全世代型に対する福祉意識の向上を図ります。
- ・ボランティア活動に対する理解を深めるため、ふれあい広場やボランティア展を開催します。
- ・障害者福祉への意識向上を図るため自発的活動支援事業（こころの健康講座）を開催します。

4-4 住民等の交流会、勉強会等の開催

【地域福祉計画】

生活に不安を抱える人々が地域で孤立しないようにすることは解決すべき課題です。孤立を防ぐためには、気軽に生活の悩みを話したり、互いに情報交換できるような交流の場を設ける必要があります。そのような交流の場として、今後も、健康づくりや子育て、介護等に関して学ぶ機会の提供に努めます。また、一人ひとりが抱える生活の悩みや困りごとを、個人の問題ではなく、地域の生活課題として捉えることのできる意識の醸成を目指します。

【地域福祉活動計画】

- ・ 地域生活課題について住民同士が話し合い、課題を地域で整理し話し合い解決することを目的とした「住民懇談会」を実施します。
- ・ 地域のサロン等の場において住民同士のつながりを促進するとともに、地域生活課題に関する検討の場としても活用します。

4-5 民生・児童委員活動の充実にに向けた環境整備

【地域福祉計画】

民生・児童委員は地域福祉活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。高齢化や成り手不足が問題視される一方で、災害時における要援護者の安否確認など新たな役割を期待されており、その活躍の場は広がっています。今後も地域福祉の担い手として活躍できる人材の発掘や、研修会などを通じた人材養成、地域福祉活動に馴染みが薄い人々への情報発信など、民生・児童委員が地域福祉活動に取り組みやすい環境を整備します。

【地域福祉活動計画】

- ・ 民生・児童委員が他の地域福祉活動団体と連携して活動できるよう調整機能を果たします。
- ・ 民生・児童委員が地域から受けた相談を専門機関へ繋げられるよう、福祉活動専門員による調整機能を強化します。
- ・ 感染症拡大時や災害時においても民生・児童委員活動が停滞しないように新たな活動を検討していきます。
- ・ 民生・児童委員の担い手不足の解消にむけ負担軽減を図れるよう、活動内容の見直しに関する先進事例等の収集に努めます。

重点項目 5：包括的な支援体制整備に関する事項

5-1 地域において住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、地域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備

【地域福祉計画】

支援を必要とする人が、緊急時において、どこに相談すればよいか分からない場合や相談をためらう場合があります。こうした問題を解決するために、支援を必要とする人（要援護者と言います。）を把握し、適切に支援につなげていくことが重要になります。

本市では要援護者情報について地域関係団体と共有化を図るとともに、緊急時には各福祉分野の専門相談機関が連携して支援し、その問題解決に努めます。

また、住民一人ひとりの問題解決に向けた支援を積み重ねることによって把握されるものは地域生活課題として住民とともに検討し、福祉施策の展開を図ります。

【地域福祉活動計画】

- ・ 地域あんしん事業において、把握する対象者の範囲を要援護者に拡大することを検討します。
- ・ 柏原市民生・児童委員協議会と地区福祉委員会との連携強化を更に図り、要援護者の情報共有を推進します。
- ・ 要援護者の情報について個人情報に配慮しながら共有できる仕組みを検討します。
- ・ 小地域ネットワーク事業、地域あんしん事業を今後も継続し、住民同士の助け合いの中での見守り活動を推進します。
- ・ 要援護者に対し、迅速に緊急対応が実施できるよう体制の構築を目指します。
- ・ 柏原市生活困窮者支援会議において各分野別相談機関が支援調整を行い、地域生活課題の解決に向けた施策を推進します。

第 4 次柏原市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく柏原市地域福祉計画を策定するにあたり幅広い観点からの検討を行うことを目的として、柏原市地域福祉計画策定委員会規則（平成 24 年規則第 40 号）に基づき、柏原市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募委員
- (2) 社会福祉施設等の関係者で市長が必要と認める者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き又は資料の提供を求めることができる。

(作業委員会)

第7条 委員会は、地域福祉計画の策定について、作業の円滑な推進を図るため、別に作業委員会を置くことができる。

2 作業委員会は、必要があるときは作業委員会以外の者を会議に出席させ、その意見及び説明を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び作業委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(地域福祉活動計画との連携)

第9条 地域福祉計画は、柏原市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と、一体的に策定するものであるため、委員会は、地域福祉活動計画についても検討を行う。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2. この要綱は、令和3年3月31日限りその効力を失う。

(要綱施行後の最初の委員会における委員招集及び議長)

3. この要綱施行後、最初に開催される委員会の招集並びに委員長が選出されるまでの議長は、健康福祉部長が行う。

柏原市地域福祉計画策定委員名簿

	職 名	氏 名
学識経験者	関西福祉科学大学准教授	家高 将明
	関西福祉科学大学准教授	柿木 志津江
福祉関係団体代表	柏原市区長会代表	佐山 剛
	柏原市社会福祉協議会代表	谷口 和宏
	柏原市民生児童委員協議会代表	中野 重和
	柏原市地区福祉委員会委員長連絡会代表	稲田 支郎
	柏原市老人クラブ連合会代表	畠山 左千夫
	柏原市身体障害者福祉会代表	酒本 順次
	柏原市母子寡婦福祉会代表	芝野 節子
	柏原地区保護司会代表	笠井 和憲
	柏原地区更生保護女性会代表	阪本 豊子
	柏原市ボランティア連絡会代表	坂本 茂人
社会福祉施設等代表	柏原市民間社会福祉施設連絡会代表	伊山 喜二
市民公募委員	一般公募委員	上井 希子
	一般公募委員	小西 正子
柏原市職員	柏原市健康福祉部長	石橋 敬三
	柏原市市民部長	西戸 浩詞

参考資料3

第4次柏原市地域福祉計画策定委員会サポートグループ

職名	氏名
関西福祉科学大学准教授	家高 将明
関西福祉科学大学准教授	柿木 志津江
関西福祉科学大学准教授	一村 小百合
関西福祉科学大学講師	種村 理太郎
関西福祉科学大学助教	高井 裕二
関西福祉科学大学助教	朴 蕙彬

第4次柏原市地域福祉計画策定委員会ワーキンググループ

職名	氏名
柏原市健康福祉部理事兼次長兼福祉総務課長	田中 徹
福祉総務課参事兼課長補佐	松田 一道
福祉総務課主幹兼地域福祉係長	高野 敏幸
高齢介護課課長補佐	阪口 勝浩
障害福祉課障害福祉係長	吉田 誠治
こども政策課課長補佐	松本 親知
健康福祉課課長補佐	中川 ゆかり
市民部人権推進課長	服部 倫知
人権推進課主幹	田中 義孝
柏原市社会福祉協議会次長兼福祉推進課長	渡邊 豊
CSW	森田 晃
CSW	西村 礼華
柏原市高齢者いきいき元気センター	岡山 宏志
柏原市障害者基幹相談支援センター	真野 和史

参考資料4

第4次柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定経過

年月日	策定経過
令和元年11月 ～令和2年2月	コミュニティソーシャルワーカー実態調査
令和2年5月1日	策定委員会委員委嘱
令和2年7月31日	第1回ワーキンググループ会議 ・施策体系との整理と分類
令和2年8月26日	第1回策定委員会 ・計画策定の概要及び日程について
令和2年11月6日	第2回ワーキンググループ会議 ・計画（案）各施策項目の内容検討
令和2年11月20日	第2回策定委員会 ・計画（案）各施策項目の内容検討
令和2年12月18日	第3回策定委員会 ・計画（案）の内容検討
令和3年1月19日 ～令和3年1月28日	パブリックコメント
令和3年2月5日	第4回策定委員会 ・計画（案）の最終確認

参考資料5

コミュニティソーシャルワーカーによる住民生活実態調査

調査の目的

本調査は、コミュニティソーシャルワーカーが住民の生活実態を把握するために実施した調査です。本調査の結果については、第4次地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定を行う際の参考資料として活用しています。

調査地域：柏原市全域

調査期間：令和元年11月～令和2年2月

調査方法：福祉関係のイベント・研修会・地域の会合等にてアンケート用紙を配布・回収

回答者数：875名

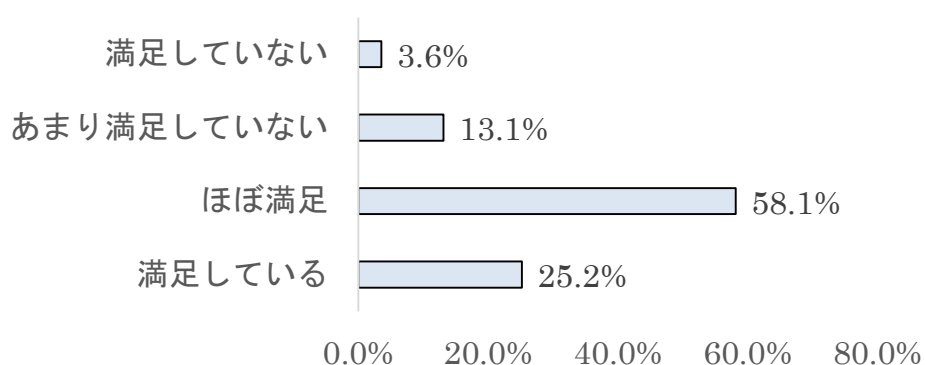
1. 回答者の属性

性別：女性 70.7% 男性 29.3%

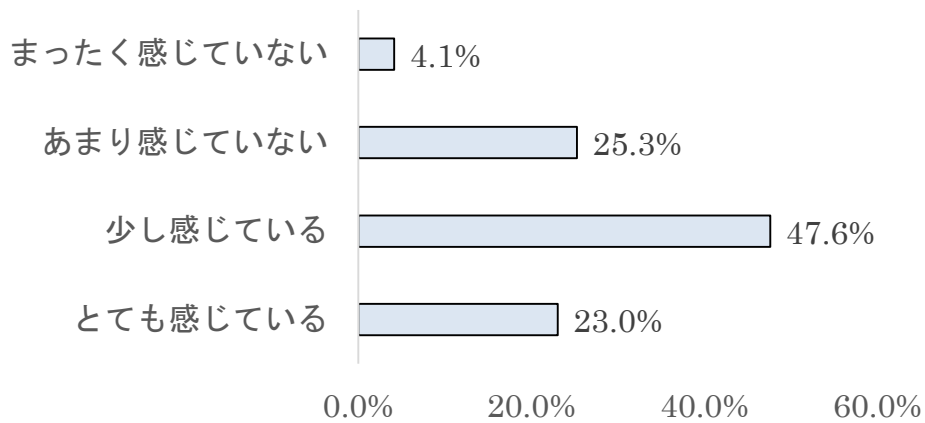
年齢：20歳未満 0.1% 20歳代 1.4% 30歳代 5.9% 40歳代 10.8%
50歳代 18.4% 60歳代 19.7% 70歳代以上 43.7%

2. アンケート調査の結果

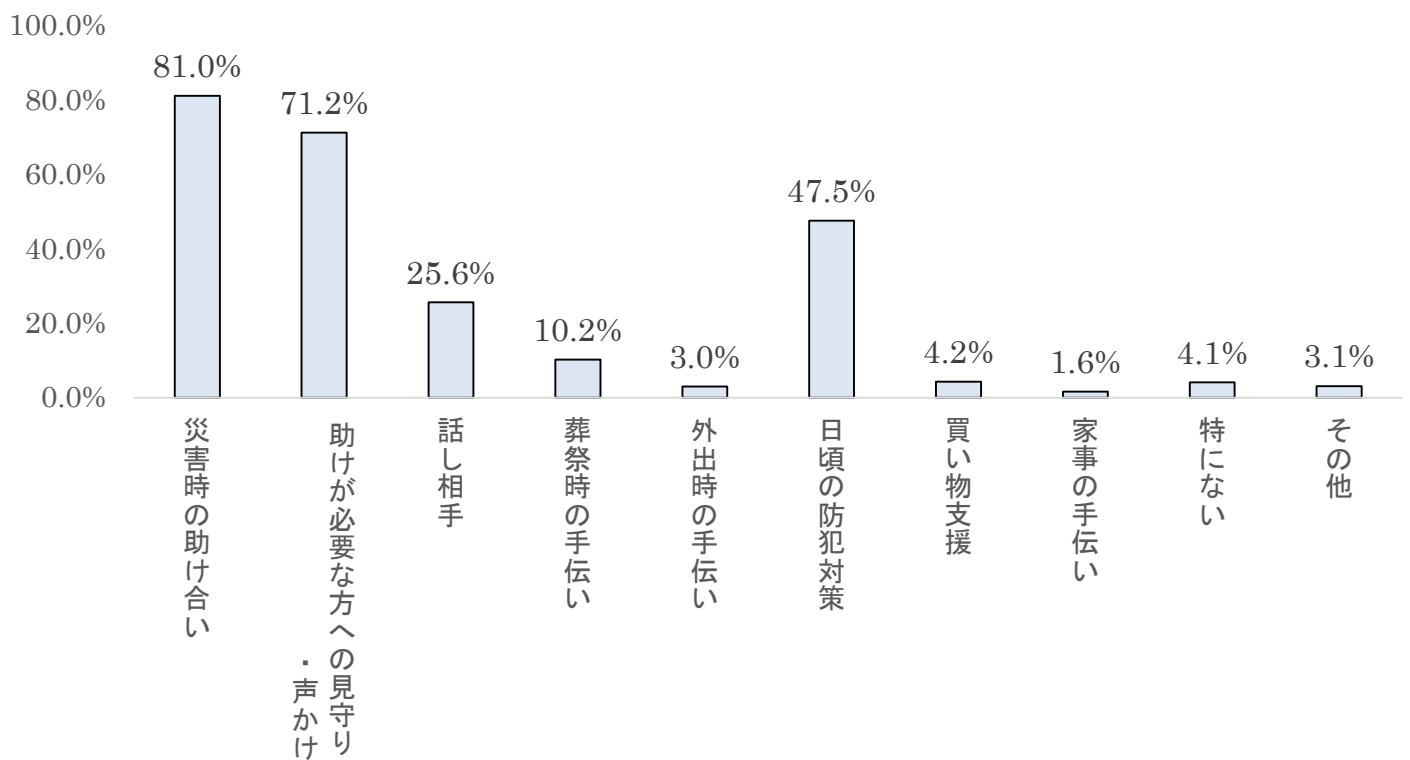
Q: ご近所との付き合いに満足していますか。



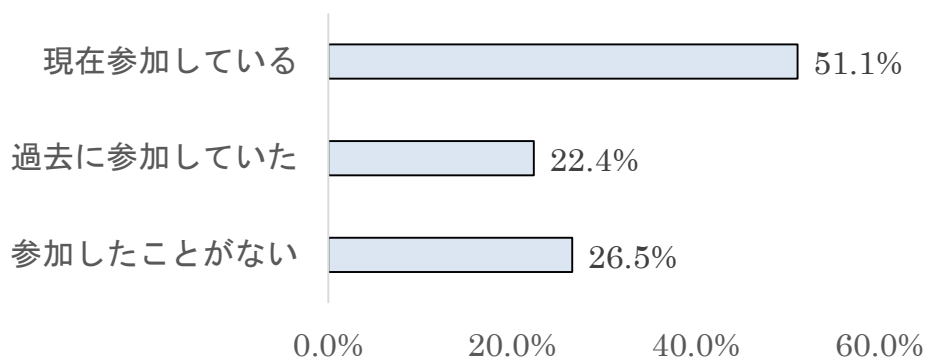
Q: 地域の人々がお互いに支え合い助け合っていると感じますか。



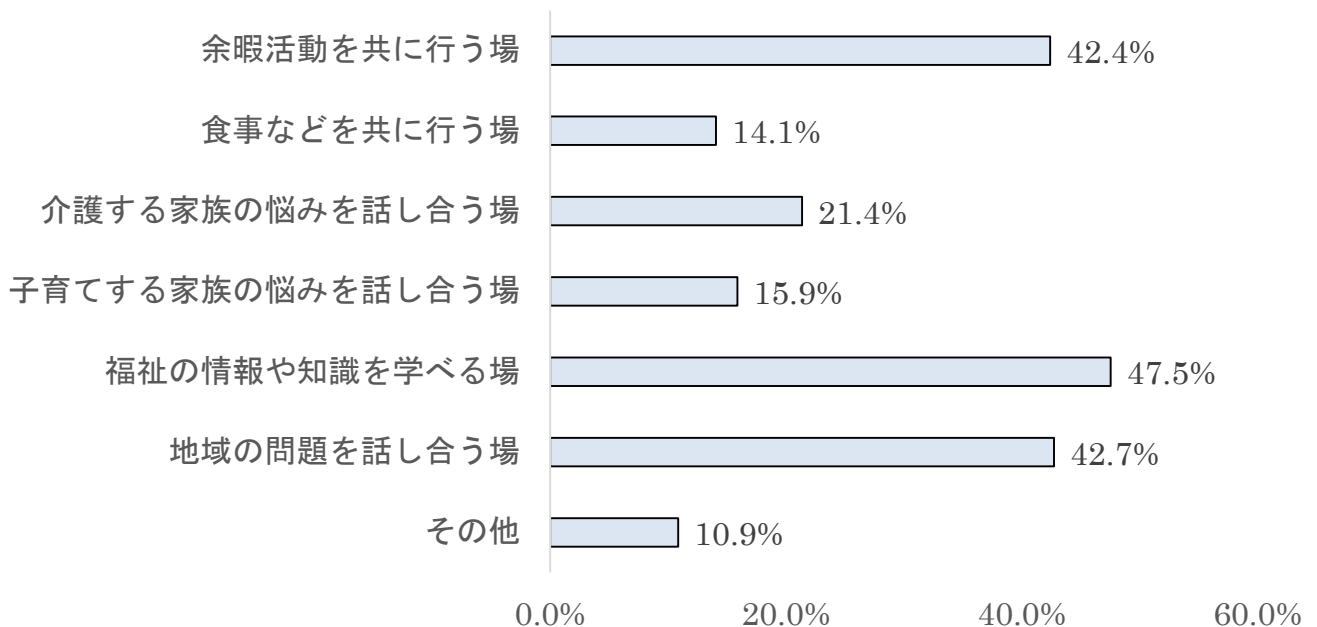
Q: どのような時に地域住民の助け合いが必要だと感じますか。
必要だと思うものの中で上から3つを選択してください。



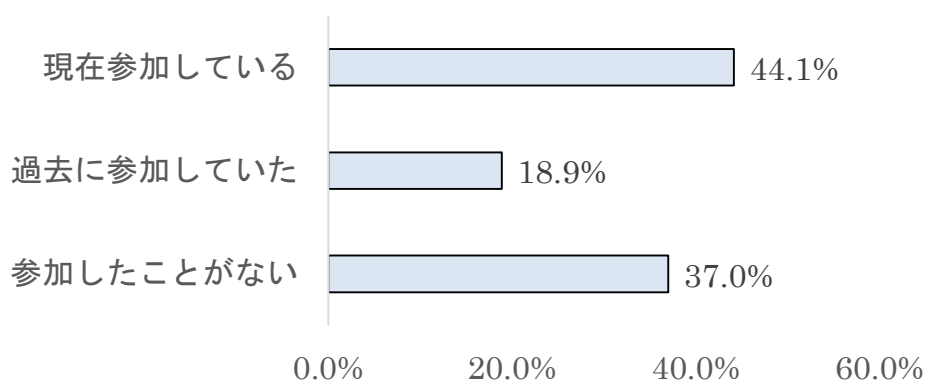
Q: 地域住民などが集まる交流の場に参加していますか。



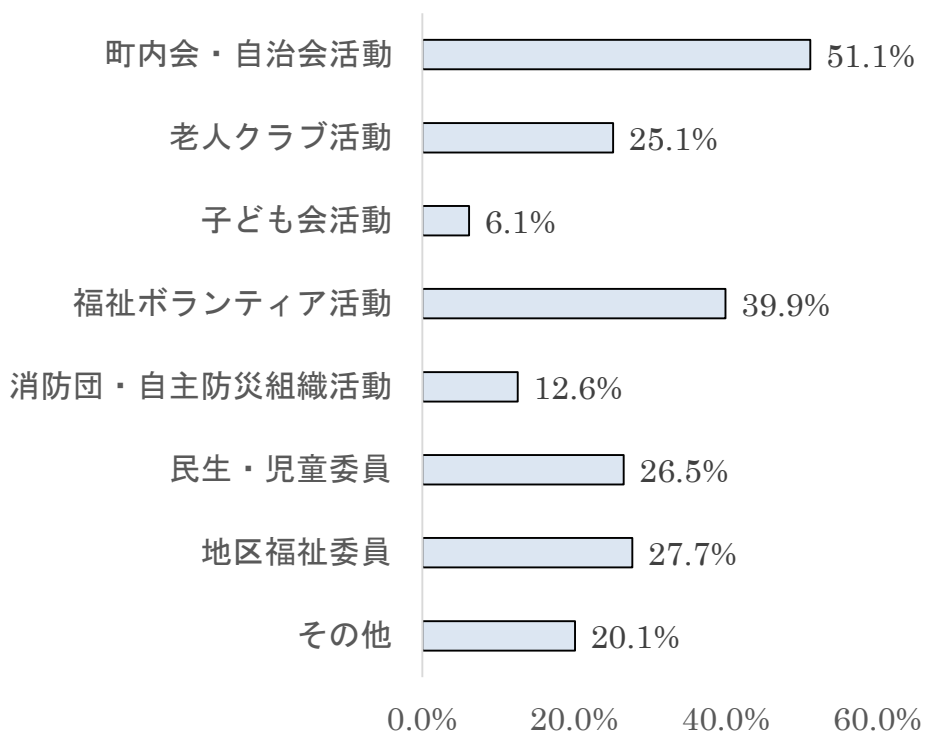
Q: どのような交流の場があれば参加したいと思いますか。
参加したいものの中で上から3つを選択してください。



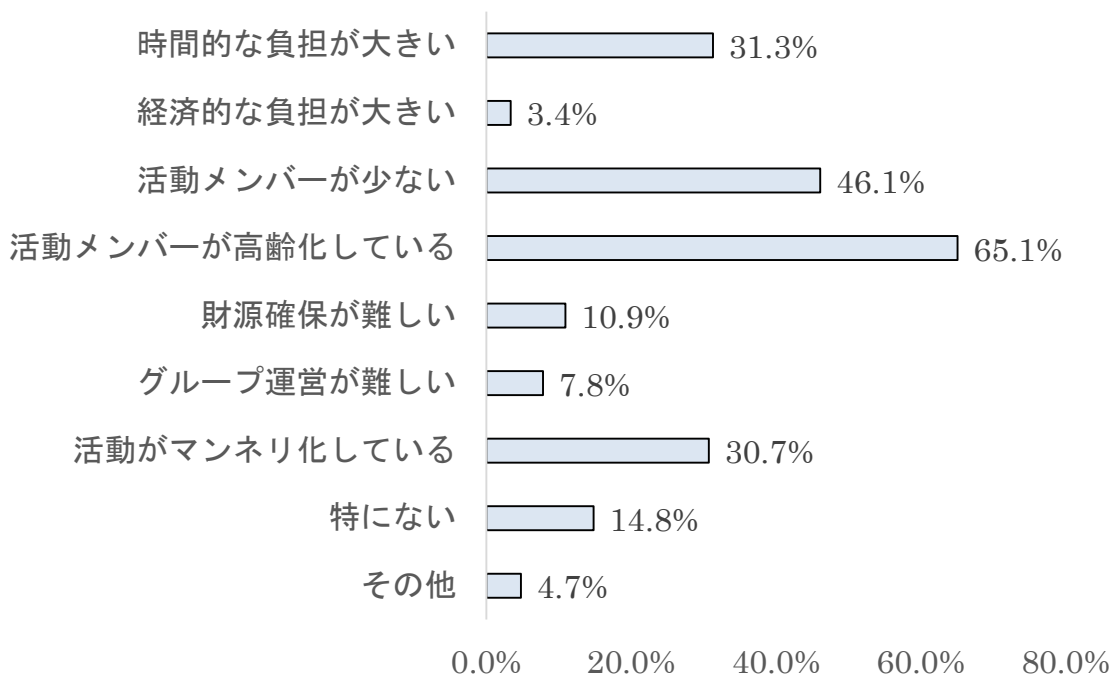
Q: 地域活動やボランティア活動に参加していますか。



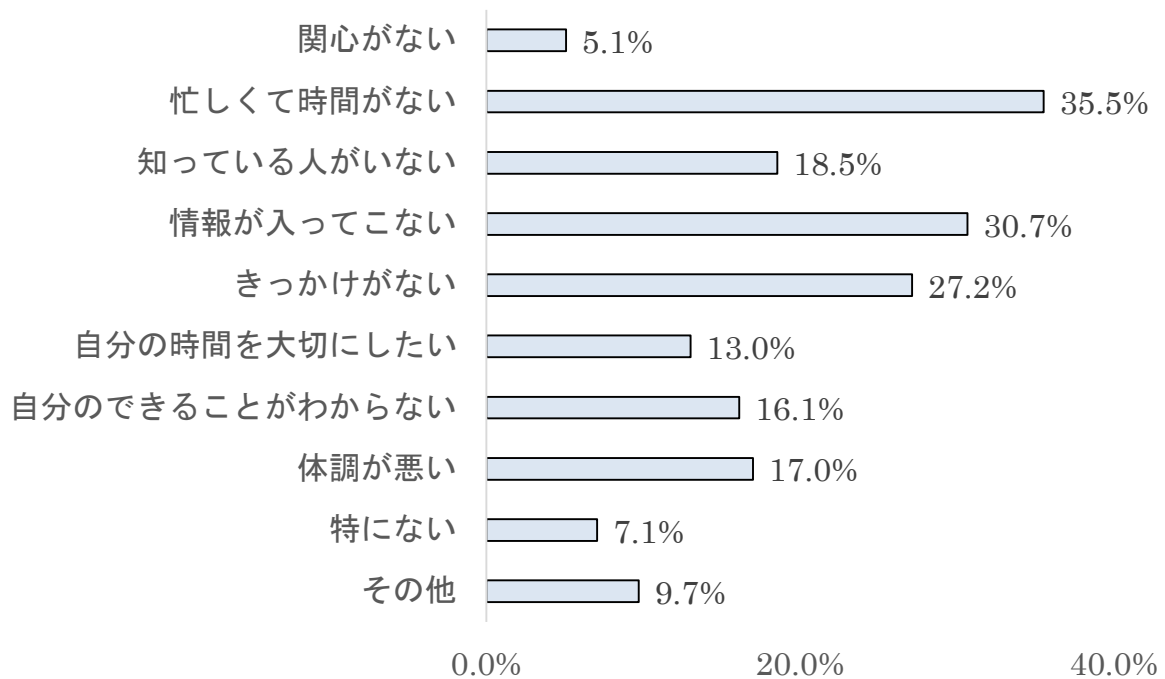
Q: 地域活動やボランティア活動に「現在参加している方」にお聞きします。
参加している地域活動やボランティア活動であてはまるもの全てを選択してください。



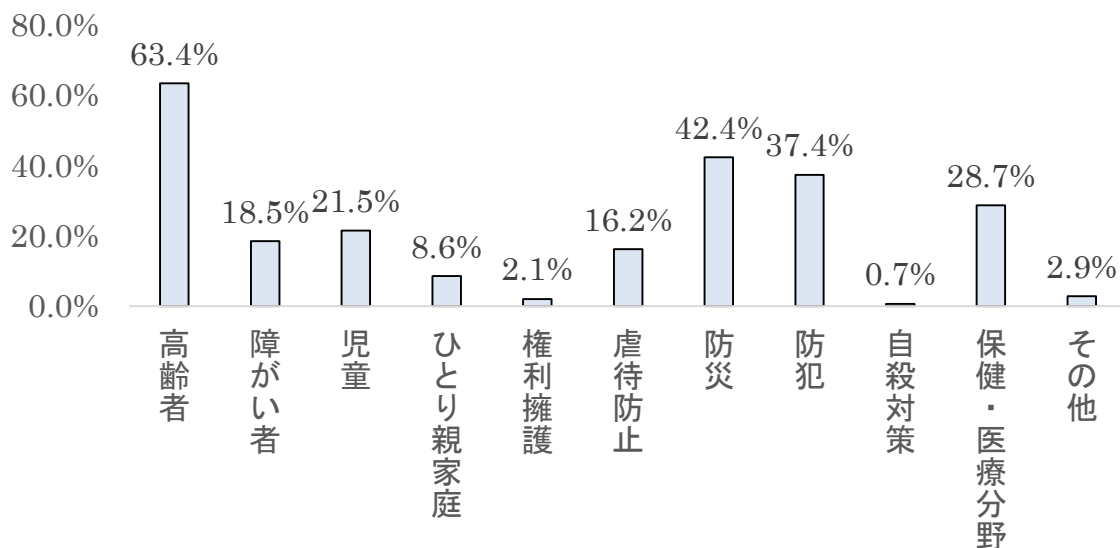
Q: 地域活動やボランティア活動に「現在参加している方」にお聞きします。
地域活動やボランティア活動を行う上で困っていること（困っていたこと）
について3つ選択してください。



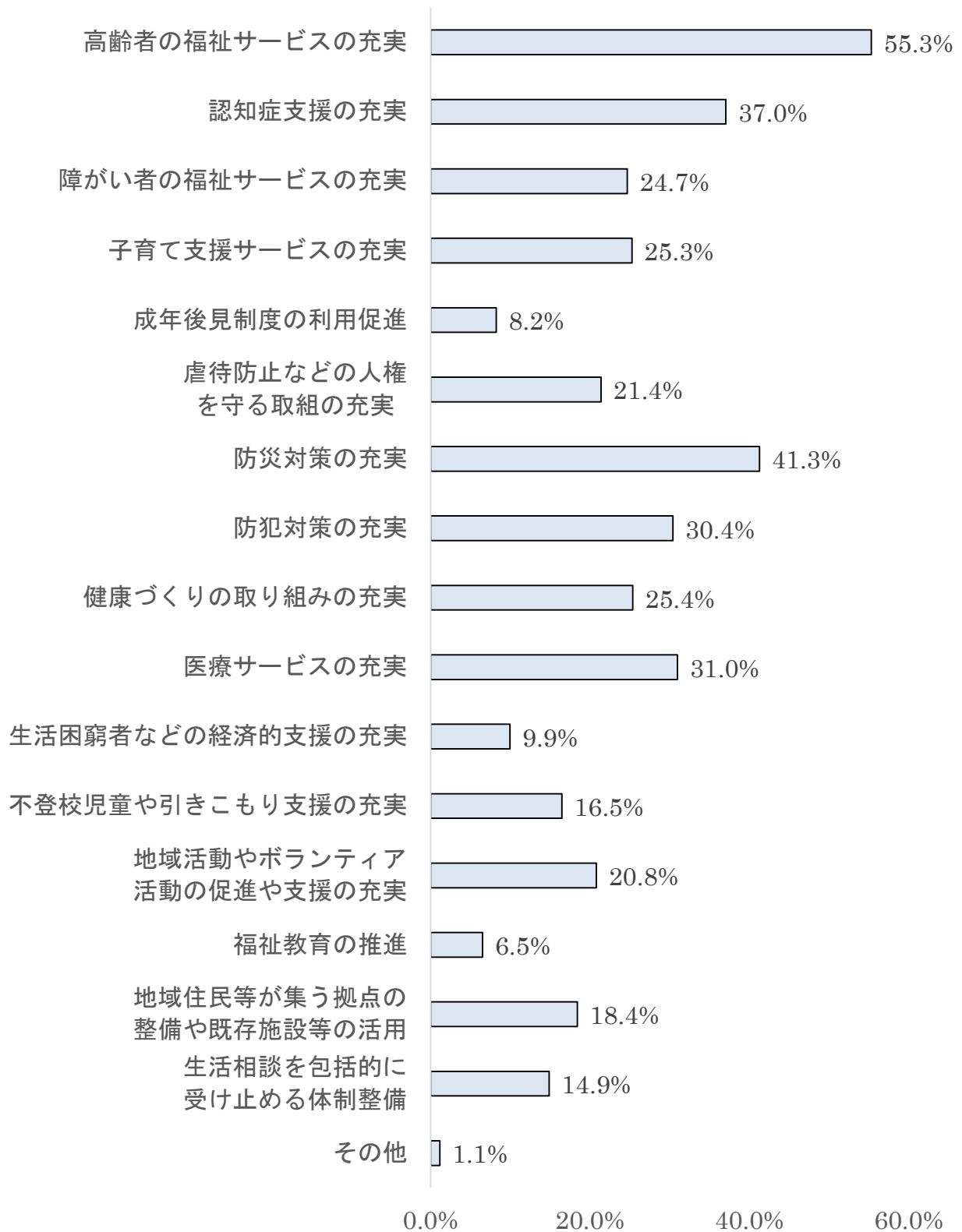
Q: 地域活動やボランティア活動に「過去に参加したことがある方」及び「参加したことがない方」にお聞きします。地域活動やボランティア活動に参加しない理由について、3つ選択してください。



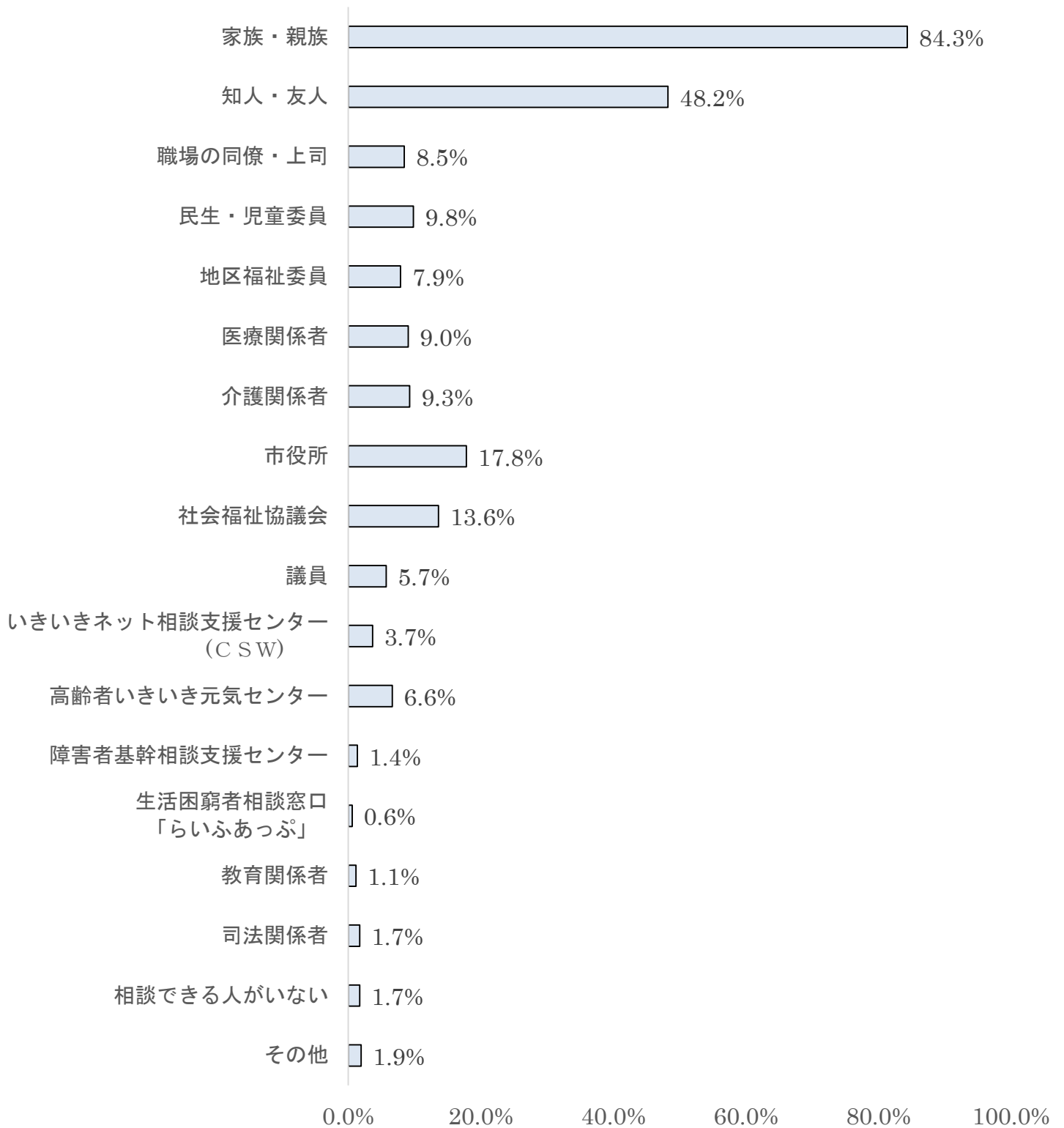
Q: 関心のある「地域福祉」の課題は、どのような分野に関するものですか。関心のあるものの中で上から3つを選択してください。



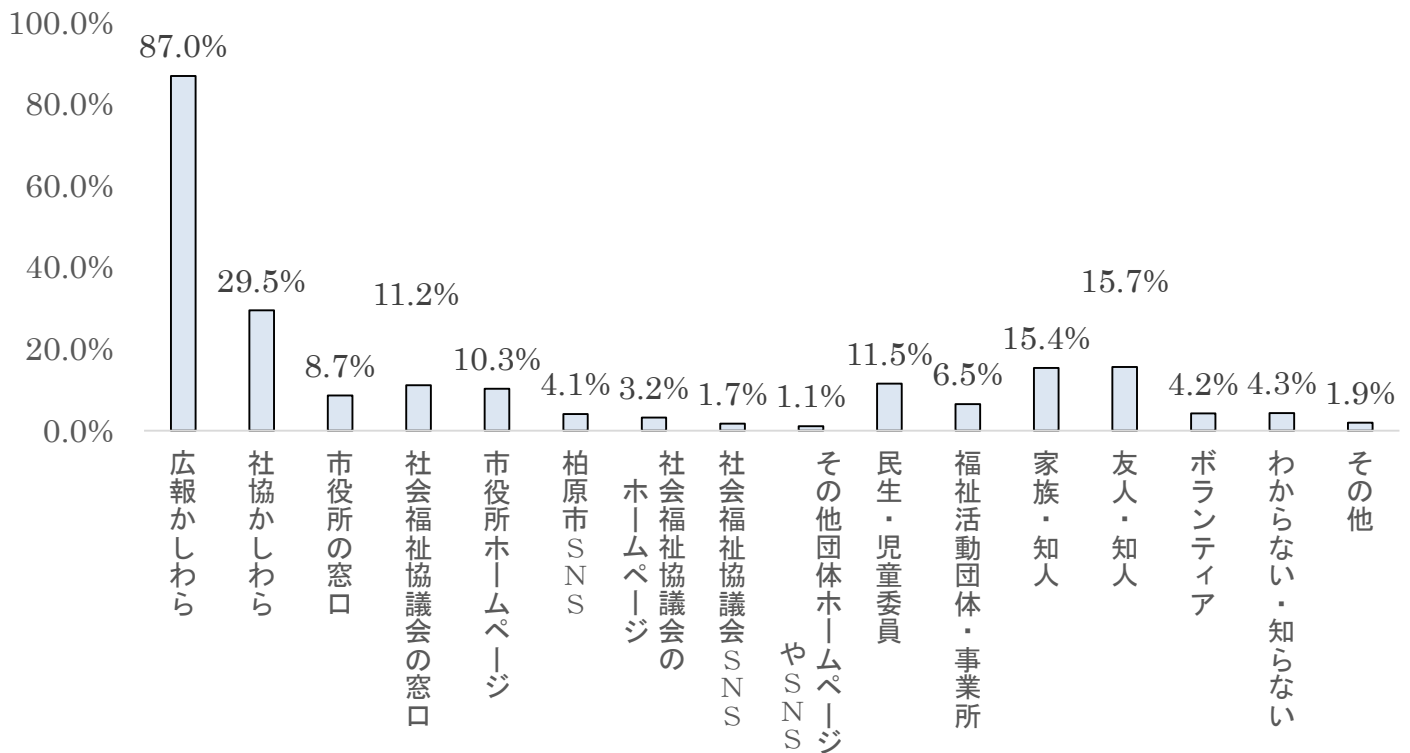
Q: 優先して取り組むべきであると思う福祉施策についてあてはまるもの全てを選択してください。



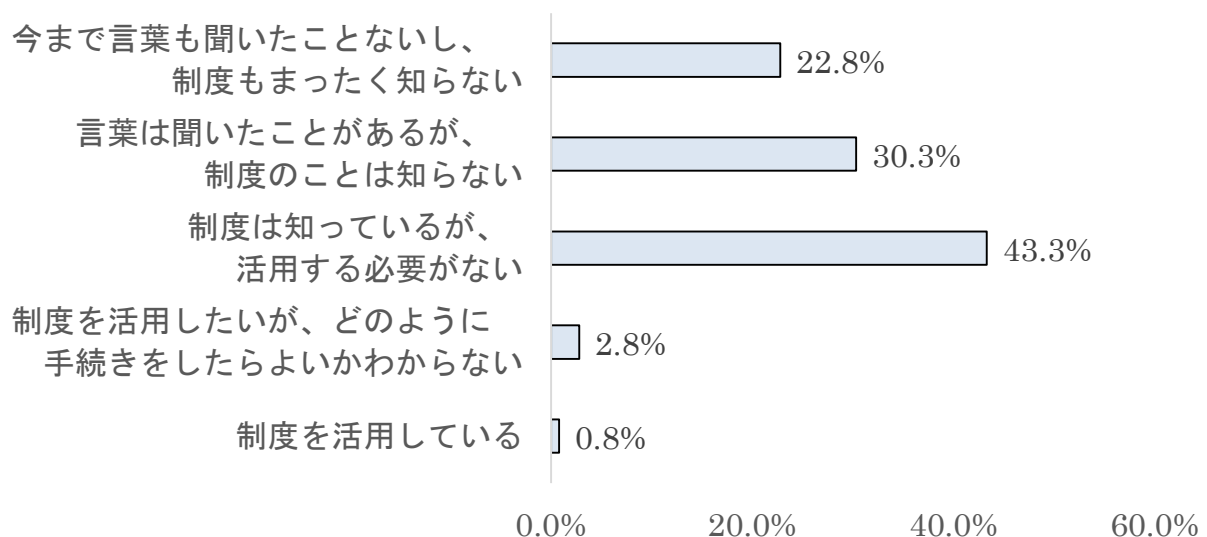
Q: 暮らしの問題について、誰に相談しますか。
あてはまるもの全てを選択してください。



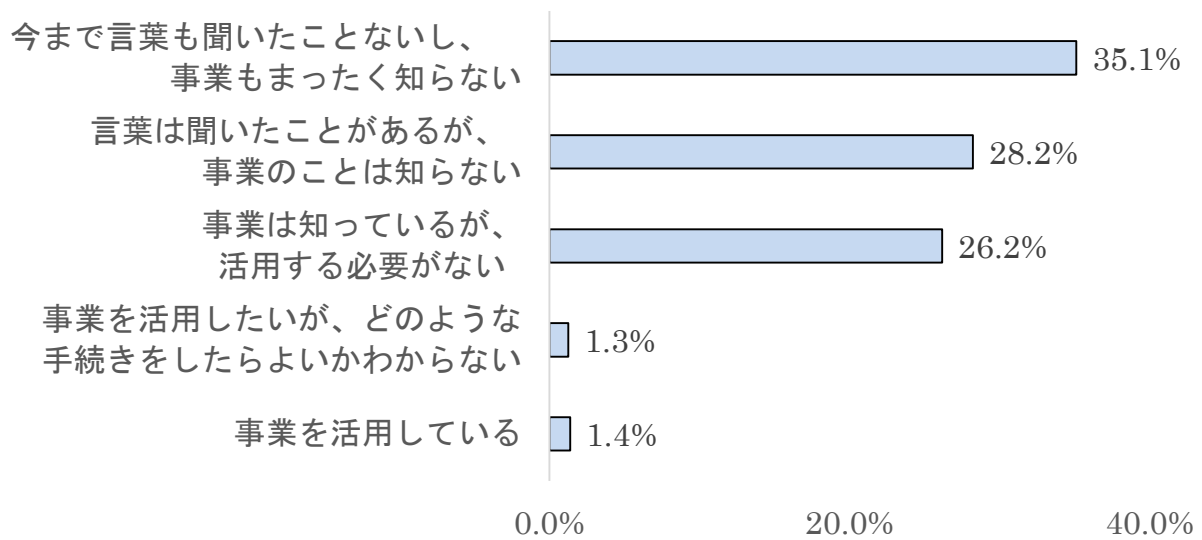
Q: 柏原市の福祉関連情報はどのように入手されていますか。
 あてはまるもの全てを選択してください。



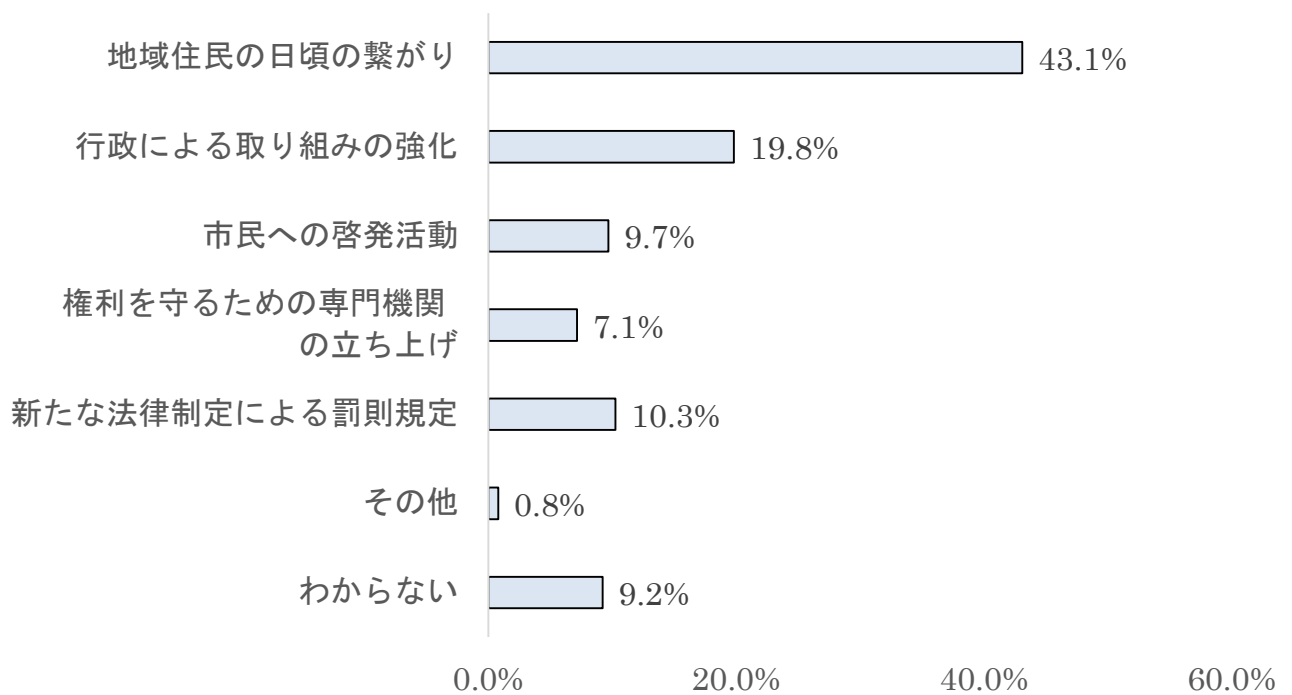
Q: 法定成年後見制度についてご存知ですか。



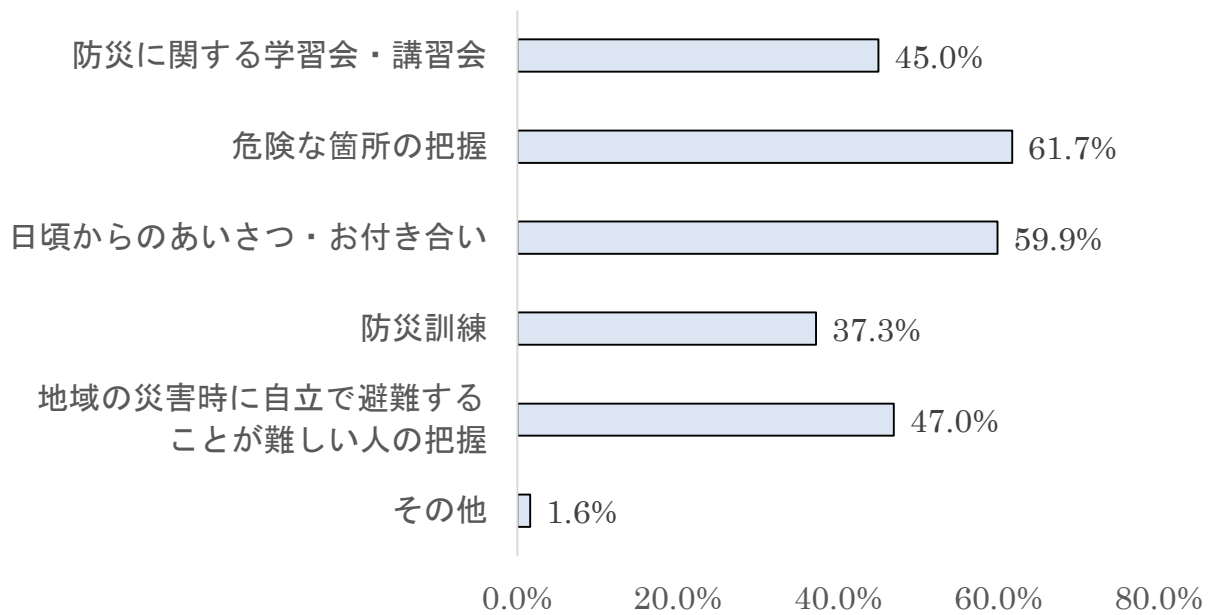
Q: 日常生活自立支援事業についてご存知ですか。



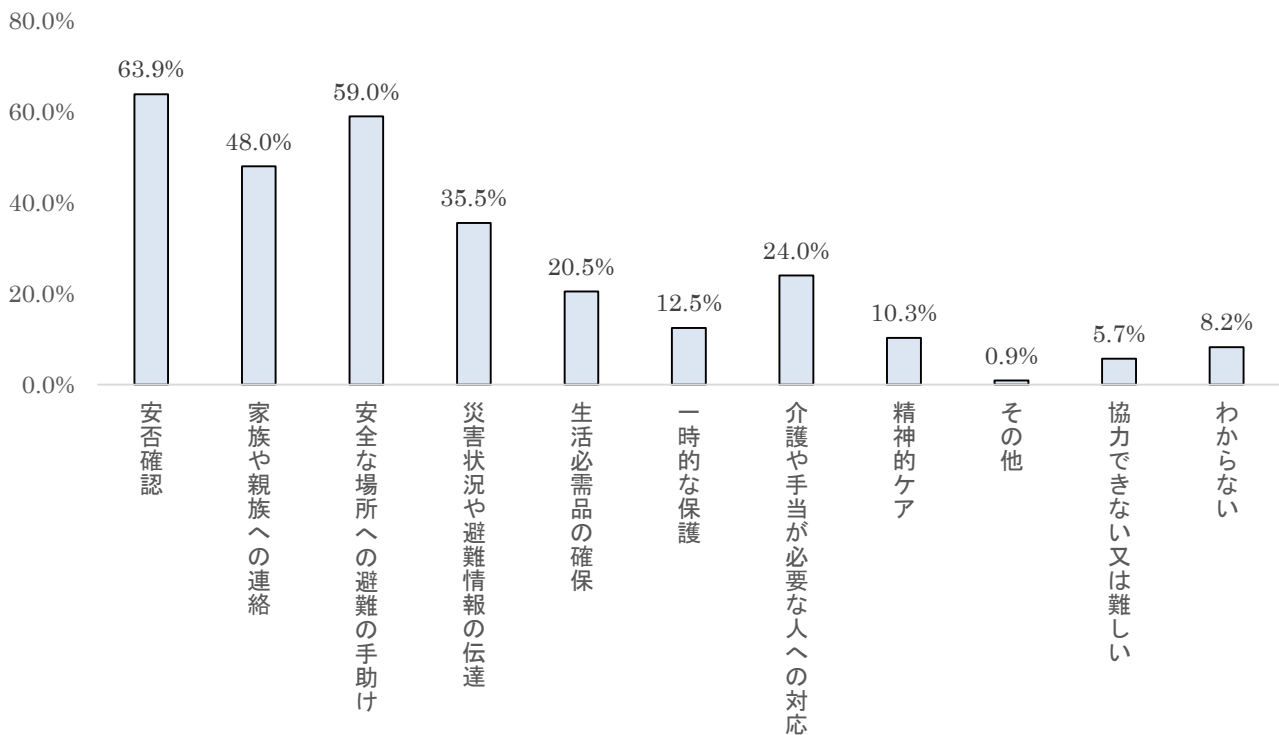
Q: 虐待や権利侵害をなくすために、どのような取組が重要だと思いますか。



Q: 地域における災害時の備えとして、日常的にどのような取組が重要だと思いますか。あてはまるもの全てを選択してください。



Q: 災害が起こった時に、家族以外の災害時要援護者のためにどのような助け合いや協力ができますか。あてはまるもの全てを選択してください。



《第4次柏原市地域福祉計画・地域福祉活動計画》

発行 柏原市（健康福祉部 福祉総務課）

〒582-8555

大阪府柏原市安堂町1番55号

☎072-972-1501

柏原市社会福祉協議会

〒582-0018

大阪府柏原市大県4丁目15番35号

☎072-972-6786

編集協力 関西福祉科学大学

〒582-0026

大阪府柏原市旭ヶ丘3丁目11番1号

☎072-978-0008